

福島の進路

8

2022 AUGUST No.480

地域発！現場検証シリーズ

株式会社 ハニーズホールディングス

～顧客の変化を読み、創る 帽子店から転身、挑戦44年～

株式会社 ハニーズホールディングス 代表取締役会長 江尻 義久

しんろ

今、福島市の新しい顔として

福島駅前通り商店街振興組合 理事長 大関 宏之

企業訪問

株式会社 ^{さんよし}三義漆器店

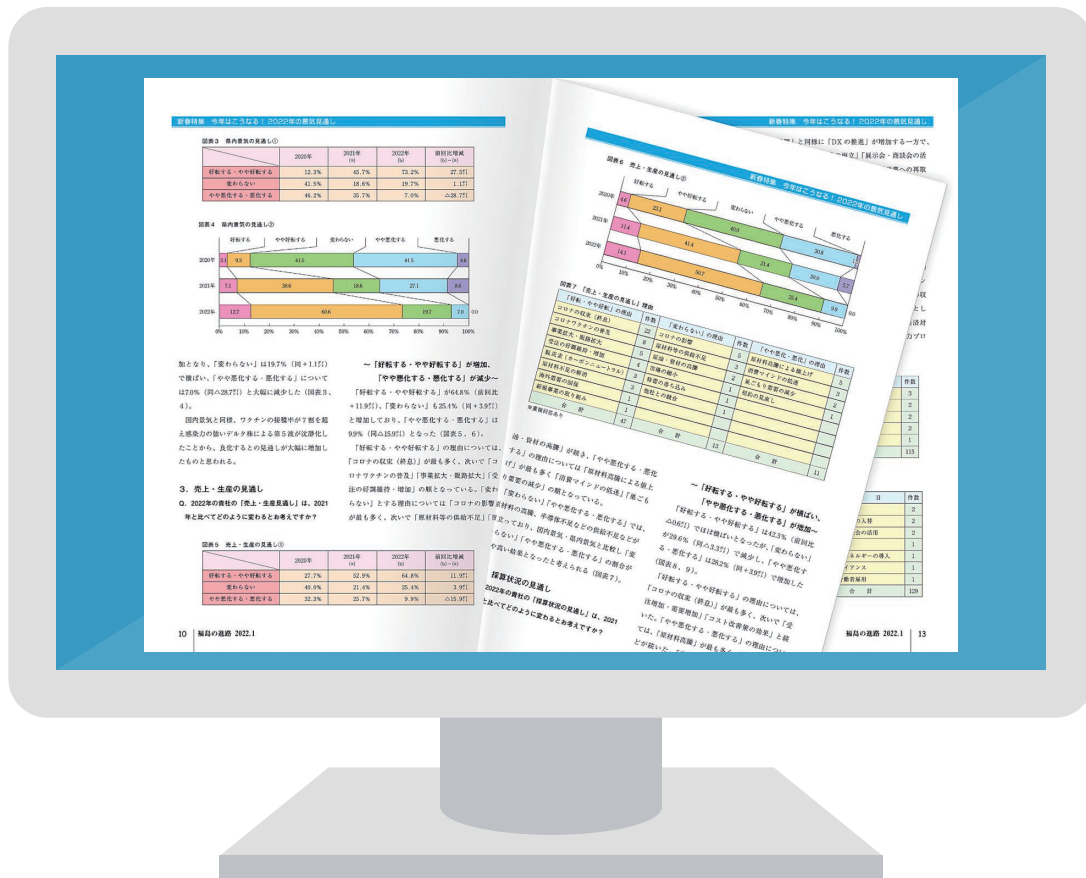
～会津漆器の塗りの文化を活かし、新たな技術開発で共に飛躍していくことを目指す企業～



電子ブック版のご案内

日頃より当機関誌「福島の進路」をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。

この度、「福島の進路」電子ブック版が完成いたしました。電子ブック版はページをめくる使用感が特徴であり、パソコン・スマートフォン・タブレットなどで、より快適にご利用いただけます（※ PDF 版のバックナンバーも引き続きご覧いただけます）。



「とうほう地域総合研究所」で検索、または下記の二次元コードからご覧いただけます。

【二次元コード】

【検索】

とうほう地域総合研究所 





CONTENTS

地域発! 現場検証シリーズ

株式会社 ハニーズホールディングス ～顧客の変化を読み、創る 帽子店から転身、挑戦44年～
代表取締役会長 江尻 義久

2

しんろ

今、福島市の新しい顔として 福島駅前通り商店街振興組合 理事長 大関 宏之

5

企業訪問

株式会社 三義^{さんよし}漆器店
～会津漆器の塗りの文化を活かし、新たな技術開発で共に飛躍していくことを目指す企業～

7

調査

家計調査(福島市)の消費支出にみる物価上昇の影響
～消費支出はやや回復もエネルギー・食料品等価格上昇の影響あり～

12

福島経済マンスリー

5月の県内経済は、一部に持ち直しの動きがみられるが、全体では引き続き厳しい状況にある。

25

福島県の取り組み・施策シリーズ

～あなたの会社の技術が外国に狙われる!?～ 諸外国への「技術情報」などの流出防止に向けて
福島県警察本部 外事課

31

安積の歴史シリーズ

第29回 近代 国営の安積開墾と入殖者 郡山市文化財保護審議会 委員 柳田 和久

34

私の研究

ミライにつながる自然体験活動の可能性 ～子ども×自然×保育=生きるよろこび?～
桜の聖母短期大学生活科学科 福祉こども専攻こども保育コース 講師 庄子 佳吾

38

企業法務セミナー

連帯保証人による建物賃貸借契約解除、明渡代行 渡辺健寿法律事務所 弁護士 渡辺 健寿

43

税務・財務・会計相談 Q&A

改正電子帳簿保存法への対応について ー電子取引ー 高橋宏和会計事務所 公認会計士・税理士 高橋 宏和

45

県内復興・経済日誌(2022年6月) 49

経済用語・データのいみ

「パーパス経営」

50

今月の表紙



- A：会津駒ヶ岳〈檜枝岐村〉**
標高2,133mの山頂付近と稜線は草原のように大湿原に広がります。山頂直下には「会津駒ノ小屋」が建ち、夏には目の前の地塘周辺にきれいな花が咲き誇ります。また、冬は山スキーのメッカとしても知られています。
- B：福島空港〈須賀川市・玉川村〉**
平成5年3月に、須賀川市と玉川村にまたがる丘陵地に2,000m滑走路の第3種空港(福島県の管理)として開港しており、令和5年3月に開港30周年を迎えます。滑走路の延長(2,500m)、平行誘導路の設置などを経て、平成12年に全面供用となりました。
- C：かがみいし田んぼアート〈鏡石町〉**
平成24年から始まった「かがみいし田んぼアート」は今年で10年目を迎えます。写真は昨年(令和3年)の「たのしい」おむすびころりんの様子です。今年(令和4年)は、全国田んぼアートサミットの開催地に選ばれ、震災時の全国各地からの支援などに対してお礼の思いを込めて「つるのおんがえし」をテーマとしています。

地域発！現場検証シリーズ

「地域発！現場検証シリーズ」は、公益財団法人日本生産性本部との共同取材企画です。今回は、日本生産性本部の広報紙「生産性新聞」5月25日号に掲載されました、株式会社ハニーズホールディングスさまの取材記事をお届けします。

次号（9月号）では、特定非営利活動法人パンダハウスを育てる会さまの取材記事を予定していますのでご期待ください。

株式会社 ハニーズホールディングス

～顧客の変化を読み、創る 帽子店から転身、挑戦44年～

江尻 義久 (えじり よしひさ)



企業概要

代表者：代表取締役会長 江尻 義久、代表取締役社長 江尻 英介

本社：いわき市鹿島町走熊字七本松27-1

事業概要：婦人衣料および服飾雑貨の小売業

聞き手・執筆者 神田 良 (かんだ まこと)
日本生産性本部 生産性新聞 編集委員
明治学院大学 名誉教授
RIMS 日本支部 支部長

3年連続顧客満足度第1位

サービス産業生産性協議会の「日本版顧客満足度指数」調査の衣料品店業種で、3年連続して顧客満足度1位を獲得している企業が、福島県いわき市に本社を置くハニーズである。同社は「お客様の信頼を大切に」、「高感度・高品質・リーズナブルプライスを追求」し、「いつもお客様の『声』に真剣に向き合う」ことを、経営理念で掲げている。顧客に真摯に向き合い、その声に基づいて、ハニーズらしい衣料品を提供していることの証左である。

同社の歴史は、流行が激しく変化するアパレル

市場にあって、顧客ニーズに対応して流行を読み、流行を創ること、そのためのビジネスモデルを構築、改善、変革することの積み重ねであった。存続を脅かす幾多の危機に直面しながらも、その度にビジネスモデルを変革し、それを強化してきた。成長の軌跡は、ビジネスの強靭さ（レジリエンス）を創り込む過程でもあった。

31歳で起業

「起業は31歳で、結婚して子供ができて責任を自覚した時でした。帽子店の将来が見えないので、もっと需要が多い商売を自分で始めようと考えた

のです」(江尻義久会長)。

父が営む帽子店を引き継いだものの、将来性に疑問を持ち、同じ繊維業界で成長性が見込める婦人服、しかも流行に敏感な若い女性にターゲットを絞り込み、品質が良く、感度が高い服を、買い求めやすい価格で提供するというビジネスアイデアであった。昭和53(1978)年、(有)エジリを設立、帽子店の隣の小さな店舗でのスタートであった。人気ブランドのフランチャイズのような形で始めたが、値段が高くて売れないという現実と直面。そこで、当時、東京・原宿で誕生していたマンションメーカーといわれた新進気鋭デザイナーの会社に別注品を依頼し、中高生でも買える2~3,000円台の低価格で販売した。最初のビジネスモデルである。近県も含め大都市のショッピングセンターに店舗網を広げ、目標「100店舗、売上100億円」を目指して動き出した。

ところが、最初の試練に出会う。仕入先デザイナーたちの商品がDCブランドとして脚光を浴び、安価での仕入れが困難になった。そこで自社での企画・製造へと舵を取り、縫製工場を買い取り、(株)ハニークラブを設立、企画・製造から販売までビジネスを拡張した。昭和61(1986)年にはエジリから(株)ハニーズへと社名変更し、首都圏へも進出を開始した。徐々に自社製品の比率を高め、平成5(1993)年、当初の目標を達成した。

バブル崩壊で路線変更

順調に見えたビジネスはバブル経済の崩壊で一変。駅前、市街地店舗での売上がガタ落ちした。そこで、収益が落ち込んだ120店舗を閉鎖すると同時に、郊外の大型ショッピングセンターで同数の店舗を開設し、スクラップ・アンド・ビルドを展開した。顧客の購買行動の変化を読み、それに



いわき市の本社

店舗展開を適合させたのである。

ところが、立地変更は顧客層の変化を伴った。中高生や若い女性は、平日の昼間にはショッピングセンターには出向かない。明らかに客層が変化した。これに対応して顧客セグメンテーションを見直し、それぞれに対応した服を、異なるブランドで販売することにした。OLからヤングミセスを対象とした「シネマクラブ」、通勤カジュアルの「グラシア」、ヤングカジュアルの「コルザ」と、ターゲット別に商品を整え、顧客層を拡大した。また、複数ブランドを持ったことで、立地による顧客層の多様性に対して、店長が顧客層に合わせたブランド別製品の比率を決定することで対応できるようになった。

こうしてバブル崩壊は乗り切ったものの、国内での生産はコスト高で、利益を圧迫していた。

「流行」にこだわる

平成12(2000)年、ユニクロが中国製フリースを低価格で販売し、爆発的な人気を博した。これに衝撃を受け、ベーシックではなく、自社の強みである「流行」に生存領域を定め、安価にこだわることを改めて決意した。翌年には、ハニークラブ製品を除き、自社製品をすべて中国で生産するように切り替えた。これによって、平均単価が1,900円でも対応できるようになったという。そのため、売上は一時下がったものの、来店客数、販売点数が増加し、その後順調に成長を遂げることができた。しかも、現在は粗利益(売上総利益)率は驚異の59.1%を誇っている。こうした業績に基づいて、ジャスダック市場へ上場、そして平成17(2005)年には東証1部へと上場を果たした。

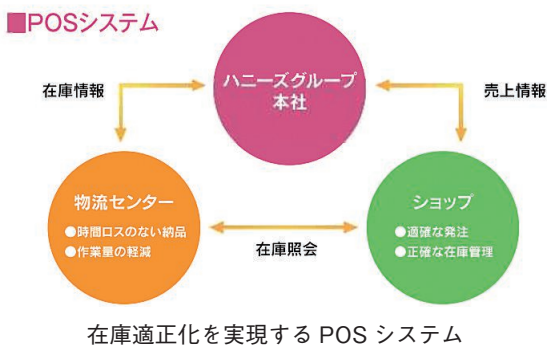
生産規模の拡大、さらには中国での賃金上昇などから、平成24(2012)年にはミャンマーで、日



ミャンマーの第2工場

本と同じ最新の機械を配した自社工場を稼働させ、生産能力を増強した。

ハニーズの強みは、多品種少量生産で流行商品を上市できることにある。商品企画は週単位で行われる。東京といわきの本社デザイナーが、毎週の企画会議でアイデアを出し合う。その場で即決して、仕様書システムに落とし込み、翌日には縫製工場に発注し、生産に入る。毎週60型、年間3,000型の新製品を上市する。この頻度で上市される比較的少量の製品は各店舗に配布される。販売データに基づき、毎日補充され、店舗在庫を最小限にしている。また物流センターの在庫がなくなると同時に、短期間で販売されなくなる。この意味で、すべての製品は旬のものである。女性服のはやり廃りには、このスピード感が不可欠であるという。迅速な企画・生産・販売体制が整備されているわけである。



これを支えるのがグローバルに構築・整備されたロジスティックスである。海外工場生産された製品は、店舗ごとに分けられていて、3分の2は東京港、大阪港から直接、店舗に配送できる体制が整っている。また本社の近くには大規模な物流センターがあり、商品がコンピューター制御で自動的に店ごとに段ボール箱に詰められている。

店舗と EC の強みを活かす

東日本大震災では、岩手県から千葉県にわたる81店舗が営業中止に追い込まれた。また物流センターの稼働も困難になった。震災直後は事業継続を考慮して、一時的に本社機能を東京事務所に移行したが、10日後にはいわきに戻し、従業員が協力して店舗の再開に向けて努力した結果、9月にはほぼ再開を果たした。

「コロナ禍で、EC のお客さんが増えました。



システムを駆使した物流センター

それまでは店舗には40代の方が多かったのですが、その方たちも EC を活用されるようになりました」(江尻英介社長)。

この変化に対応して、顧客が EC とリアル店の両方を、その時々に応じて使いこなせるようにしている。リアルでものを見て、EC で注文する。EC を見てリアル店で購入する。また EC で注文しても、リアル店で受け取れ、その場で支払う。気に入らなければキャンセルできる。800を超える店舗の強みと EC を組み合わせ、顧客の購買行動に選択肢を増やし、新たなビジネスモデルの創造に歩み出している。

(聞き手=明治学院大学名誉教授 神田 良)



右から 日本生産性本部：高松部長
当研究所：矢吹理事長
執筆者：神田名誉教授
ハニーズ：江尻義久会長
江尻英介社長
東邦銀行：小野常務執行役員
(肩書は4月14日取材当時のもの)



今、福島市の新しい顔として

大関 宏之 (おおぜき ひろゆき)

福島駅前通り商店街振興組合
理事長



1. 商店街の変遷

福島駅前通り商店街振興組合は、今春、第60回の商店街総会を執り行った。JR 東北本線福島駅東口から国道13号線に至る福島の駅前通りに面する加盟店30社により、福島市の中心市街地の「顔」となる商店街である。

昭和38年設立と平行して通りのアーケード建設を完了、昭和58年にはアーケードの建て替えと歩道のカラー舗装を整備した。この間、昭和48年には中合百貨店、49年には山田百貨店、49年にはコルニエッタヤが、それぞれ新たに建築されたビルのキーテナントとして駅前通りに移転オープンし、その後ゼビオ、54年長崎屋などの大型商業施設ビルが次々に建設され、福島市の大型商業施設はほぼ駅前通りに集積することになる。

2. 歩行者天国の実施、放置自転車禁止区域の設置

商店街には福島市内からだけでなく、周辺の伊達郡、二本松市などからも来街者が集まり、昭和60年には週末の来街者が1日3万人近くに達するなど賑わいをみせた。同時に通りや路地には自転車があふれ、歩行者の通行の妨げになるなどの問題が生じた。

そこで土日には車輛通行止めとして、車道も歩行が可能としただけでなく、イベント等にも使え

る「駅前歩行者天国」の事業をはじめた。後年、平和通り地下駐輪場の建設に伴う車輛の混雑緩和を解消するべく恒久的な歩行者天国は終了したが、イベント開催時には交通規制を行いイベント会場として通りを使用できる「ホコ天」とした。

その後、平成2年には福島市の放置自転車防止条例が制定され通りは整然としたが、買い物客の自転車まで閉め出す結果となり、地元商店街、市民による運動が展開された。

その結果、平成13年に放置自転車防止条例が改正され、通勤・通学者の自転車は駐輪場へ、商店街には日中だけの駐輪が可能な「お買いもの自転車駐輪場」の設置がなされ、放置自転車問題は長い時間をかけ解決に至った。

3. ロードサイドショップと中心市街地

中心市街地につながる国道4号線、13号線の沿線には多くのロードサイドショップが形成され、平成10年度には福島市の中心市街地活性化基本計画が策定された。

大型商業施設のテナント「長崎屋」「コルニエッタヤ」などの閉店、「ビブレ」「ゼビオ」の地区外移転や、福島市のデパートとして長く市民に愛された「中合」も令和2年には閉店し、同ビル内の「ホテル辰巳屋」も営業を終了し、駅前の大型ビル2店舗が空きビルとなる事態が生じた。



現在の福島駅前通り

4. 駅前通りのリニューアル

2度目のアーケードの掛け替えが終わった頃から、商店街の内部において将来の駅前通りの構想を考える若手経営者の勉強会がもたれ、アーケードの利便性と同時に空間の開鎖性などを考えて将来開発を行うなどの論議を重ねた。

通りは県道であることから、開発行為は県の事業になる。先行して、会津若松市、郡山市、いわき市の駅前でのリニューアルが竣工し、福島市では平成21年に県、市、地元商店街を中心に「リニューアル検討会」が発足し、次は基本計画策定を待つばかりとなった。

平成23年3月11日に発災した東日本大震災により、開発のスケジュールは大きく足踏みをしてしまうことになったが、平成26年より再び「福島駅前通りリニューアル推進会議」が発足し、平成28年には老築化したアーケードを撤去した上で道路の改良舗装工事が行われた。平成30年3月には「快適・安全でゆとりある人にやさしい歩行環境の形成、沿道店舗等と道路空間が一体となって賑わいを創出することを目指した道路空間の再整

備」が竣工し、商店街は新たに20基の街路灯を建設した。

5. 福島医科大学保健科学部新設と福島駅東口第1種再開発事業

令和3年4月に旧コルニエツタヤ跡に福島医科大学保健科学部が設置され、理学療法・作業療法・診療放射線・臨床検査の学生が学科を越えてチーム医療を学ぶ駅前キャンパスがオープンした。

また、通りの南側一帯の再開発事業が計画され、建築面積約11,760㎡ 延床面積約72,540㎡のビル3棟が令和8年4月の竣工を目前し工事が始まる。通りの1階2階は商業・飲食・業務等の施設を配し、複合棟には福島市が大ホール、展示ホール、多目的スタジオ、練習室、会議室などを持つ「福島駅前交流・集客拠点施設」の建設をすすめ、福島市の新しい「顔」作りが始まる。

6. 賑わいの創設の為の取り組み

一方、再開発事業の工事期間中、昼間人口の減少、来街者数の減少などによる空洞化は深刻な影響を与えることになると予想される。

そこで、新たに歩行者天国上でイベントを開催するための組織「情熱通り実行委員会」を立ち上げ、4月から11月までの日曜日は「ホコ天」が復活し、土曜の夜は飲食イベント「えきまえ満天バル」を開催する。

この情熱通り実行委員会は、希望する市民がイベントを行えるように支援する事務局組織を持ち、また福島市も「福島市商店街等活性化イベント支援事業補助金制度」を準備して、官民一体の商店街の賑わいの創出にむけた取り組みがなされている。



再開発ビルのイメージ



ホコ天マーケット



ホコ天でのストリートライブ



株式会社 ^{さんよし} 三義漆器店

～会津漆器の塗りの文化を活かし、新たな技術開発で
共に飛躍していくことを目指す企業～

企業概要

代表者：代表取締役 曾根 佳弘（そね よしひろ）

所在地：会津若松市門田町大字一ノ堰字土手外1998-3

創業：1935年5月

T E L : 0242-27-3456

職員：82名（パート・アルバイト含む）

F A X : 0242-28-2252

U R L : <http://www.owanya.com>

事業概要：会津塗製品の製造販売（お椀など）



曾根 佳弘 社長

歴史ある会津の伝統産業といえば、酒造や漆器が思い浮かびます。会津漆器は戦国時代末期に会津領主となった蒲生氏郷が前領地の近江（現在の滋賀県）から職人を呼び寄せ、漆器産業を興したという長い歴史があります。

今回は、会津若松市の漆器団地内にある株式会社三義漆器店さまの本社事務所に曾根佳弘社長を訪ね、これまでの歩みと新たな取り組みを中心に話を伺いました。

■ 塗師としての創業から、自社工場での一貫生産体制へ

—— 創業からの沿革について教えてください

当社は、私の祖父・曾根義雄によって1935年に創業しました。お椀や盃の塗師として、始まったそうです。三義漆器店として会社設立したのは1965年です。

2代目である私の父・曾根賢治（現会長）の代に業務拡大し、自社工場での一貫生産体制が確立しました。その後、2008年に私が社長に就任し、現在59期目に至ります。

社名の由来は、祖父が本家である三辰漆器店から分家した際、三辰漆器店の家紋である“三”と義雄の“義”をとって、三義漆器店と名付けたそ

うです。私が専務になってからは、お客さまの身になって「品質・価格・納期」の“三つの義理”をしっかりと果たしていく、という意味でも取り組んできました。

—— 現在の自社一貫体制になった経緯をお聞かせください

会津漆器といえば、木地師、塗師、蒔絵師といった職人さんがそれぞれの工程を分業し、漆器問屋が商品開発から管理、販売を担う段階的協業と呼ばれる分業体制が特徴ですが、当社では自社工場での一貫生産体制をとっています。その経緯としては、仕事量が増えたことはもちろんですが、



本社工場

スーパーマーケットやショッピングセンターなど大手企業との取引がきっかけとなっています。ようやく大手との取引機会を掴んで商品を納めましたが、「この前の商品と色が違うじゃないか」と言われ、返品の手続きとなりました。従来、漆器は漆の変化により同じものが二つとないことが伝統品としての強みでしたが、大量生産大量消費の時代になり、「商品にムラがない」ことが重視されるようになったのです。

このような市場の変化に対し、仕上げを従来の塗師さんや職人さんに外注するやり方では対応できなくなりました。そこで「自分たちで作るしかない」という結論に至り、絵付けの機械を導入し、最終工程を自社で行うことで全部同じ色に仕上がるようになりました。現在は、漆塗りや蒔絵などの職人さんへの一部外注を除き、基本的に自社で一貫生産を続けています。

■ 食器に特化し、時代の変化に合わせて新技術を開発

—— 貴社の製品の特長を教えてください

当社はお椀を主力製品とする「お椀専門店」を謳ってきました。当社設立時期の漆器といえば、重箱や磨蘇器などの贈答品が出荷額の大半を占める時代でした。当社には、贈答品市場に参入するための協力者などのパイプもなかったことから、どの家庭にもあるお椀に特化することにしました。何かに特化してやり続けることが三義漆器店の商いの文化であり、現在も受け継がれてきています。

お椀に特化した結果、他社よりも景気や時代の波に左右されることが比較的少なく、海外の低価格製品流入や生活スタイルの変化など、度々厳しい局面を迎えましたが、そのたびに新しい技術や発想などによって難局を乗り越えてくることができました。

また、食洗機や電子レンジに対応できる飽和ボ



当社の主力製品であるお椀



軽くて割れにくいPET樹脂食器

リエステル（PET）樹脂にいち早く注目し、商品開発に取り組んできました。さらに、お椀以外のお皿やマグカップなど、幅広い製品にPET樹脂加工を横展開しています。複数の異なる食器を自社一貫生産しているのは、おそらく当社だけかと思われま

—— 震災の経験をもとに生まれた製品もあるそうですね

東日本大震災の際、大熊町の人たちが会津若松市内に避難したと聞き、「うちの倉庫にある井やお椀を使ってもらおう」と避難場所に寄付を申し出ました。すると、震災直後で水不足が常態化していた避難所生活において、「もらっても洗うことができないから」という理由で辞退されました。後日、水不足が落ち着いた頃に改めて寄付し受け取っていただいたのですが、いざという時に役立つことができませんでした。この時の思いから、「少量の水でも洗い流せるような、撥水力の凄い食器はできないか」と、塗料メーカーに連絡して共同開発し、3年間の試行錯誤を経てやっと撥水製品が完成しました。

当初は、この撥水性を認めてくれた米国の大手ストア向けに販売をスタートする予定で製品発送を進めていましたが、日本のTVで製品の撥水性が紹介されたことで国内での注文が殺到するようになり、現在では全国の量販店向けの主力製品となっています。

■ ささまざまな難局を逆転の発想でチャンスに変える

—— 企業活動において節目となった出来事などを教えてください

2000年頃から中国産の安い漆器が大量に日本に入ってくるようになり、漆器業界全体は大変厳しい時代を迎えました。漆を塗った成形品も安く売

られる時代になり、当社の業績も悪化する一方でした。「もうおたくのものはいらぬよ」とまで言われることも珍しくありませんでした。

「このままではやっていけない。何とかしなければ」と考えを巡らせた結果、「中国製品を逆に利用しよう」という発想に至りました。価格で勝てないなら、中国で作った半製品を仕入れ、当社の技術やノウハウを活かし中国ではできない日本テイストのおしゃれな製品に小ロットで取り組むことにしました。

そうしているうちに中国の人件費上昇に伴って中国製品の価格も上昇し、需要も落ち込んでいきました。そして、先述したPET樹脂対応商品の開発などもあり、販売回復につながっていきました。

—— 海外市場への進出にも取り組んでいると伺いました

日本国内での需要落ち込みを補うべく海外市場への進出を実現するため、ジェトロの支援を受けてヨーロッパでの展示会に7年間出展を続けました。しかし、そこには1/10の値段で買える韓国・台湾の食器が選ばれるという厳しい現実が待ち構えていました。

特に、ナイフやフォークを使うヨーロッパの食文化において、「なぜ日本は傷の付きやすい食器にわざわざ漆を塗って高い価格で売るんだ」と日本伝統の「塗の文化」を理解してもらえないことが大きな壁となりました。

そのような厳しい状況が続く中、突破口となったのは「大人用漆器に子供用のデザインをして子供向けとして売る」という発想の転換です。当社の製品はヨーロッパの食器に比べ小さく、よく「これは子供用？」と言われたことがヒントになりました。

その後、フランスのリヨンを拠点にEU各国への発送が軌道に乗りはじめましたが、東日本大震災の影響によって「子供向けにあえて福島のものを選ぶことはできない」という市場の声を受け、ヨーロッパの拠点は撤退しました。そして、「ヨーロッパがダメならアメリカがある」と、再びジェトロの支援を受け、アメリカ市場への開拓を行いMOMA（ニューヨーク近代美術館売店）やザ・コンテナストアへの売込みが叶いました。

■ 設立50期を節目に、新たなステージへ —— どのような経営理念をお持ちでしょうか

当社が経営指針書（経営理念）を作ったのは8

年前の51期目で最近のことです。それまでの私は、「経営理念は大きな会社がつくるもので、うちのような中小企業の漆器店には必要ない」「良いものを作っていれば結果は付いてくる」と、ひたすら目の前の仕事にひたむきに取り組む毎日を送っていました。それでも社員が30人に満たないころは大きな課題は感じていなかったのですが、30人を超えたあたりから、徐々に会社全体をまとめていくことの難しさを感じるようになってきました。

直接的なきっかけになったのは、社員からの「うちの会社の経営理念は何ですか？ 無いなら作ってください」という一言です。その社員が参加した中小企業大学のセミナーにおいて、朝礼時に参加者全員が自分の会社の経営理念を発表したのですが、当時は当社に経営理念がなかったため、ひとりだけ発表することができなかったのです。

「そんなの必要ないでしょ」という感覚でしたが、知り合いから「中小企業家同友会で教えてもらいながら作った」と聞き、私も経営理念づくりに取り組むことにしました。

—— 経営理念に込められた思いをお聞かせください

自分の価値観を社員やお取引先さまと擦り合わせる事が第一であると考えます。それで、社は「共に飛躍しましょう」としています。みんなが幸せになることを目指し、経営理念に「私たちは、新たな技術で喜びを創る塗り物を通して未来に幸せと感動を繋ぎ、世界の人々と共に健やかな人生のうらおいを共有します」と掲げています。さらに、それをもっとわかりやすく表現するため、「感動を世の中に、喜びをお客さまに、幸せを仲間」の3つで「さんよし商い」としました。



経営理念に込められた思いを語る曾根社長

私は、入社後、長年営業に携わってきましたが、競争の激しいこの業界では、自分もライバルも生き残るのに必死でした。交渉の場では手の内を明かさず、真似したりされたり、知らぬ間に出抜かれていたりといった狐と狸の化かし合いのようなことが日常茶飯事でした。

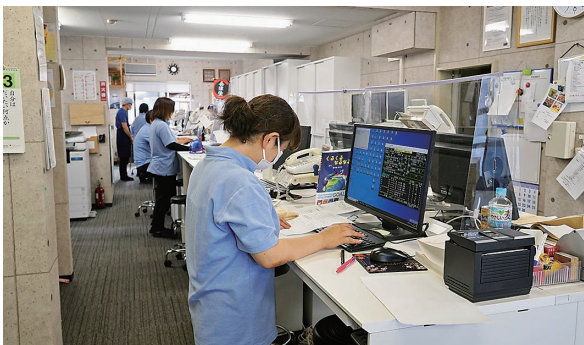
経営理念をつくり上げる過程で、改めて会社の未来を思い描いた時、「果たして、そういう商売をこのまま続けていてもいいのか。未来の後継者だったらどう思うか。いや、自分だったらそんな会社を継ぎたくない」と思い至ったのです。もちろん、生き残っていくためには仕方がないという考え方もありますが、まずは社員みんなが幸せになり、それを家族が喜んでくれたり、誇りに思ってくれたり、お客さまや地域の皆さまに応援してもらえそうな会社にならなければ、結果として生き残っていけないと私は考えたのです。

「自分たちだけが良くなろう、他がダメでもうちだけが生き残ろう」という考えは当社にはありません。これまで生き残って来られたのは、みんなのためになろうと新しいことに取り組んできたことが、お客さまや地域の皆さまなどに評価された結果であると思っています。

——社内活動が活発だと伺っています

美化委員会、5S委員会、社風委員会、向上委員会、親睦委員会、広報委員会の6つの委員会活動を行っています。

この委員会はいずれも社員が中心となって活動がスタートしました。当時、私は毎朝始業の2時間前に出社してひとりで社内や周囲の掃除をしていました。1年ほど続けていたところ、数人の社員が「社長、毎朝早くから何をしていますか」と声をかけてくれました。その後も「何か手伝いますか」という人が増えてきて、その流れから現在の委員会に発展したのです。



スタンディングワークで健康と生産性を向上

初めは団地をキレイにしたいとゴミ拾いから始まり、そこから美しくしたいと花壇をつくって花を植えました。すると、団地内の皆さんにも喜んでいただき、次は「鶴ヶ城まで往復ゴミ拾いをするか」と、団地内や近隣の企業にも声をかけて200人規模の活動に発展しました。

このように「会社の経営や毎日の仕事を通じて、人々や地域といった社会全体のために役立つことに取り組みたい」という志に共感した仲間と支え合い、共に地域全体を飛躍させたいと考えています。

■「好きになる」ことから始め、やりがいと捉えて取り組む

——時代変化に対応してきた秘訣を教えてください

家業と全く関係の無い専門学校に進学し、家業を継ぐ決意のもと入社する際、私はお椀などの食器を好きになることから始めました。

元々、お椀にはそれほど興味のなかった私がそれを生業にするには、バイヤーさんなどに製品を売り込むために、漆器や食器のことを深く学ばなければならない。自分は勉強や努力は苦手だが、好きなことなら集中できる性格なので、まずは好きになろうと思い立ったのです。

そこからは、色々な本を読んだり食器を見に出かけたりの日々で、当時のデートコースも食器売場でした。そうするうちに、自分の知識が深まりました。バイヤーさんとも同等に話ができるようになりました。また、好きになったことによって視野も広がり、より良い提案ができるようにもなりました。

——新しいチャレンジを繰り返す中では大変なことも多かったのではないのでしょうか

私は苦労とは考えず、やりがいと捉えます。苦労と考えてしまうと、落ち込んでチャレンジを続けることができません。強いて言えば、「どうやったら相手に理解してもらえるだろうか」を何とか自分自身で見つけ出すことが苦労だったのでしょか。

伝統ある漆器業界において、新たなチャレンジを繰り返す中、「こんなの漆器じゃない」と何度も叩かれることがありましたが、「お客さまの気持ちになって自分が納得できるものをつくりたい」という信念のもとやりがいをもってやってきました。

本来、会津漆器は庶民に寄り添った丈夫で長持ちするモノづくりであったと聞きます。私は、伝統工芸品としてではなく、漆器産業の伝統の技術を活かした、多くのお客さまに求められる、便利で使いやすい、さらには環境にもやさしい製品をお届けするために、新しいことにチャレンジすることや、製品の良さを理解してもらうことを決して諦めません。

■ 次世代に向けた環境に優しい製品づくり —— 環境に優しい製品を作るきっかけを教えてください

いわき市で開催されたセミナーに参加した際、生分解性プラスチックの成形技術開発の第一人者である小松道男先生（小松技術士事務所所長）のお話を伺ったことがきっかけです。

生分解性プラスチックとは、微生物の分解により最終的に自然に還るため、海のプラスチックごみの問題解決につながります。

地球環境や海洋マイクロプラスチックゴミ問題などをテーマにしたお話の中で、生分解性プラスチックの量産化の話が出ました。よく聞いていると「うちの成型工場にある機械と一緒に、うちの工場でもできるんじゃないか、これは仕事を通じて地球環境への貢献に取り組める」と思い立ち、小松先生に頼み込んで当社の工場を見学していただき、取り組みへの可能性とアドバイスに加えて当社の顧問を引き受けていただきました。

—— 具体的な製品を教えてください

まずは、自然に還るプラスチックの器「紫翠盃しすいはい」です。実際に何をつくるのか社内で話し合った結果、「せっかくやるのであれば、今まで培ってきた技術や、業界に対するシンボルになるものをつくろう」ということになり、福島の酒文化にも貢献できる「盃」に決定しました。



自然に還るプラスチックの器「紫翠盃」

当社の紫翠盃は、ドバイ国際博覧会の日本パビリオン VIP 来館者へのお土産に採用されるなど、評価していただいています。今のところ採算が採れていませんが、利益のためではなく地球環境に貢献するという理念を貫き、決して諦めることなく小ロットでも地道に続けていきます。

もうひとつは、土に戻る SDGs バッジです。17色の鮮やかな色を出すのに試行錯誤を重ねましたが、カシューナッツを原料とするカシュー塗料を活用して SDGs の17目標の色を再現しました。

—— 今後の展開についてお聞かせください

現在、バイオマスプラスチックを使用した製品を開発中で、もうすぐ発表できる段階まできています。バイオマスプラスチックは、微生物による完全な生分解性こそないものの、生物由来の資源を原料に加えることで、化石資源（石油）の使用を抑えることにより CO2 削減など地球温暖化対策に貢献できるものです。

今後は世界に先駆け、特許技術を活かした製品づくりを行う計画です。おそらく東北初、世界初となる製品が会津から生まれる日がやって来ると思っています。現在申請中の補助事業が確定すれば、東北初となる機械を導入して、世界初の製品が誕生する予定です。

最後に、当社で働く社員の皆さんとともに飛躍し、幸せな社員に囲まれたたいというのが私の願いです。さらには、お取引先や協力業者の皆さま、地域の皆さんとも支えあい共に飛躍するとともに、日本一幸せな漆器店を目指します。

【インタビューを終えて】

会津の伝統産業への取材ということで緊張して臨みましたが、実際に社長とお会いしてみると、明るく気さくな方で、終始和やかに取材することができました。

取材して印象に残ったことは、社長の強いリーダーシップとともに、社長が社員をととても大切にし、社員の皆さんもそのような社長を慕っていると感じたことです。

取材中に社長と社員の方が気兼ねなく声をかけあっているのを目にすると、幸せな社員さんに囲まれて共に飛躍したいという社長の願いが叶えられ、ますます当社が発展することを確信することができました。（担当：高橋宏幸）

調査

家計調査（福島市）の消費支出にみる 物価上昇の影響

～消費支出はやや回復もエネルギー・ 食料品等価格上昇の影響あり～

<要 旨>

1. 消費者物価指数の動向

消費者物価指数（福島市、生鮮食品を除く総合）の前年比は、2022年4月・5月ともに前年比2%を超える上昇となっている。

2. 消費者物価指数における「エネルギー」の影響

2022年5月の消費者物価指数（福島市、生鮮食品を除く総合）の前年比+2.4%のうち、1.6%は「エネルギー」によるもので、「エネルギー」の動向は消費者物価指数全体に大きな影響を与えている。

3. 家計調査における物価上昇の影響

家計調査の主要項目である「食料」「光熱・水道」は、エネルギー価格上昇の影響を受け、名目増減率と実質増減率の差が顕著に拡大している。

4. 消費マインドの変化と今後の見通し

消費マインドは2020年に低下した後、2021年以降には緩やかな回復がみられたが、物価上昇や新規陽性者数の増加に伴い、今後の悪化が懸念される。

家計調査とは（総務省「家計調査の概要」より）

家計調査は、統計法に基づく基幹統計「家計統計」を作成するための統計調査で、国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とする。統計理論に基づき選定された全国約9千世帯を対象として、家計の収入・支出、貯蓄・負債などを毎月調査している。2022年4月現在、福島県内の調査市町村は福島市、郡山市、塙町の3市町で、個別にデータが公表されるのは県庁所在地の福島市のみとなっている。

本稿で使用する家計調査データの内容

- 調査対象世帯 … 福島市の2人以上世帯
- 対象世帯数 … 1カ月あたり96世帯
- 調査期間 … 2019年1月～2022年5月の各月データを使用
- 集計項目（用途分類）

消費支出				
食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物
保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他の消費支出

はじめに

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は増加・減少を繰り返しており、本稿執筆時点では「第7波の入り口」となっている。消費支出に関わる動向をみると「県民割」の実施期間延長など回復の動きがみられる一方、物価上昇が消費回復に与える影響は日に日に増してきている。

そこで、本稿では総務省「消費者物価指数」「家計調査」から、「家計調査」における消費支出の前年比増減率に物価変動がどの程度影響しているかを確認してみる。「名目増減率」は物価変動を含めそのまま算出した増減率で、「実質増減率」^{*1}は物価変動を取り除いて算出した増減率となっている。

1. 消費者物価指数の動向

(1) 生鮮食品を除く総合指数（前年比）

消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）^{*2}の前年比をみると、福島市は2022年4月が前年比+2.6%、5月が同+2.4%、全国は4月・5月ともに同+2.1%となり、いずれも2%を超えている。福島市で物価上昇率が前年比2%を超えるのは、消費税率引き上げに伴う押し上げ効果が続いていた2015年3月以来のことであり、消費税の要因を除けば、リーマン・ショックによる下落直前の2008

年10月（同+2.6%）まで遡ることとなる。政府・日銀は「2%程度の物価上昇」を目指してきたが、現在の物価上昇は原材料輸入価格高騰などによる、いわゆる「悪い物価上昇」を背景にしたものであり、現時点では意図せず目標を達成している状況となっている（図表1）。

(2) 品目別指数（前年比）

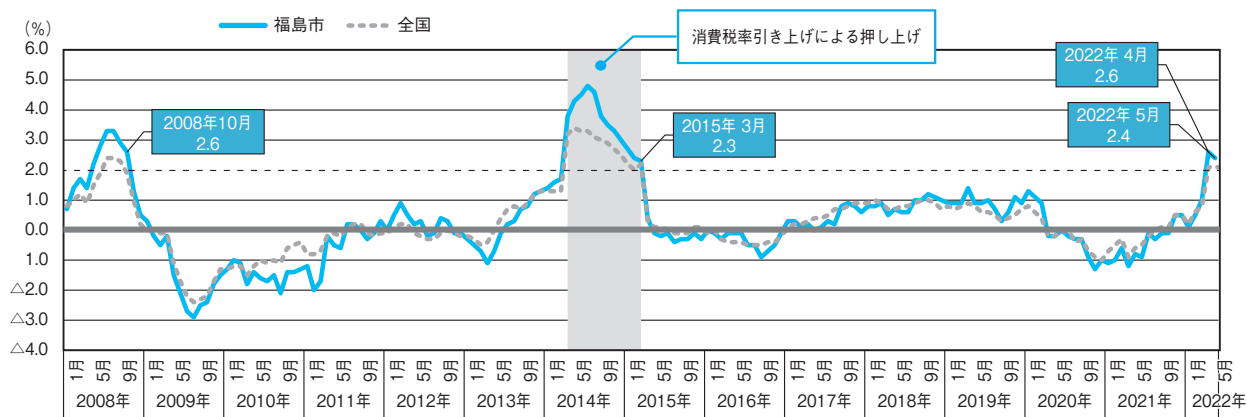
消費者物価指数を主な品目別にみると、大きく変動しているのが「電気代」「都市ガス代」「プロパンガス」「灯油」「ガソリン」で構成される「エネルギー」であり、2021年11月以降は前年比15%以上の上昇が続いている（図表2）。背景にあるのは世界的な原油価格高騰であり、経済活動の回復で原油需要が持ち直す中、大幅な供給増に至らなかったことが大きな要因となった。2022年に入っても、円安の進行などがさらなる原油価格高騰を招いており、県内においてもレギュラーガソリン小売価格が170円/ℓを超えるなど、多くの消

※1 実質増減率の算出方法

$$\text{実質増減率} = \left(\frac{100 + \text{名目増減率}}{100 + \text{消費者物価指数の変化率}} - 1 \right) \times 100$$

※2 消費者物価指数のうち、すべての対象商品により算出される「総合指数」から、天候要因で値動きが大きい生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）を除いて計算された指数で、コアCPIと呼ばれる。

図表1 消費者物価指数前年比増減率（生鮮食品を除く総合、2020年=100）



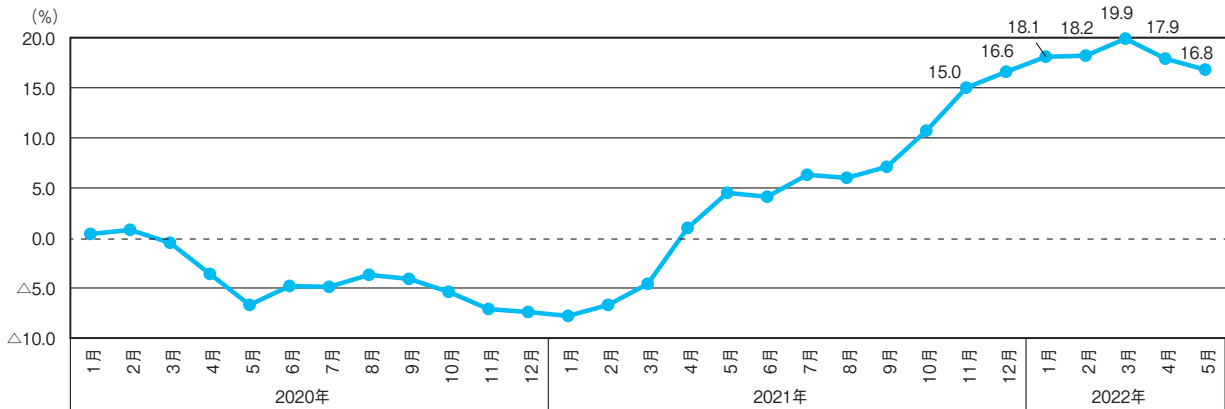
資料：総務省「消費者物価指数」

費者とその影響を強く実感しているところである（図表3）。

総合指数でみた場合、2022年5月は「生鮮食品を除く総合」が前年比+2.4%に対し「生鮮食品

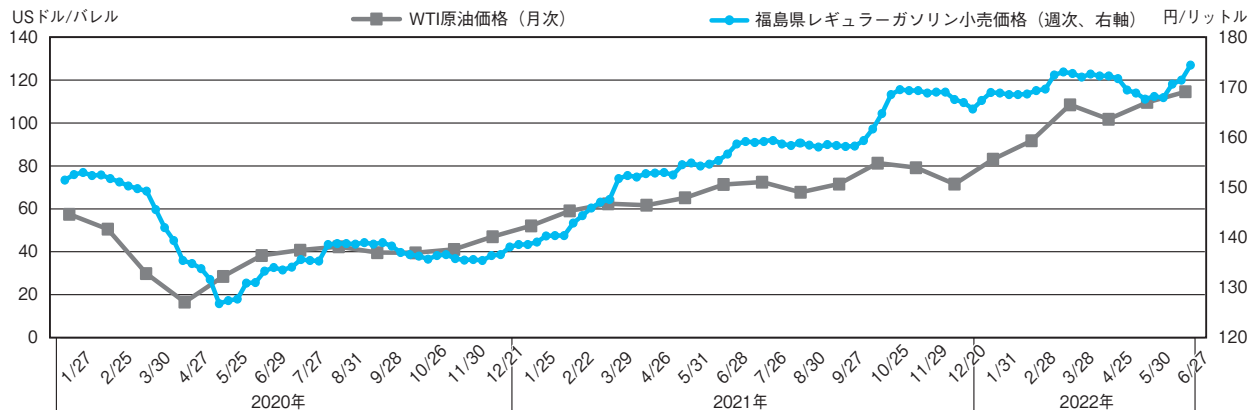
及びエネルギーを除く総合」が同+0.8%で、1.6%は「エネルギー」による上昇となっており、「エネルギー」が消費者物価指数全体に大きな影響を与えていることが確認できる（図表4）。また、

図表2 「エネルギー」の消費者物価指数前年比推移



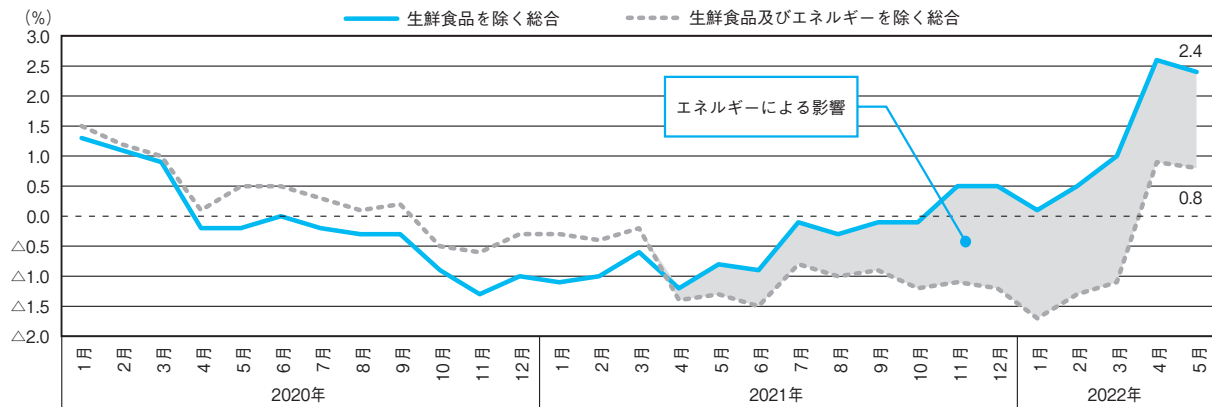
資料：総務省「消費者物価指数」

図表3 WTI原油価格と県内レギュラーガソリン価格の推移



資料：世界銀行、資源エネルギー庁

図表4 エネルギーが総合指数に与える影響



資料：総務省「消費者物価指数」

「生鮮食品を除く食料」も、2021年7月以降前年比プラス推移となっており、食用油や小麦粉、冷凍食品など幅広く値上げされている影響がみとれる（図表5）。

2. 家計調査の消費支出動向

次に、「家計調査」における消費支出の前年比の名目増減率を、消費者物価指数の前年比変化率で割ることにより実質増減率を算出し（※1参照）、消費支出の増減に対する物価上昇の影響について確認してみる。

(1) 用途分類における消費支出の動向

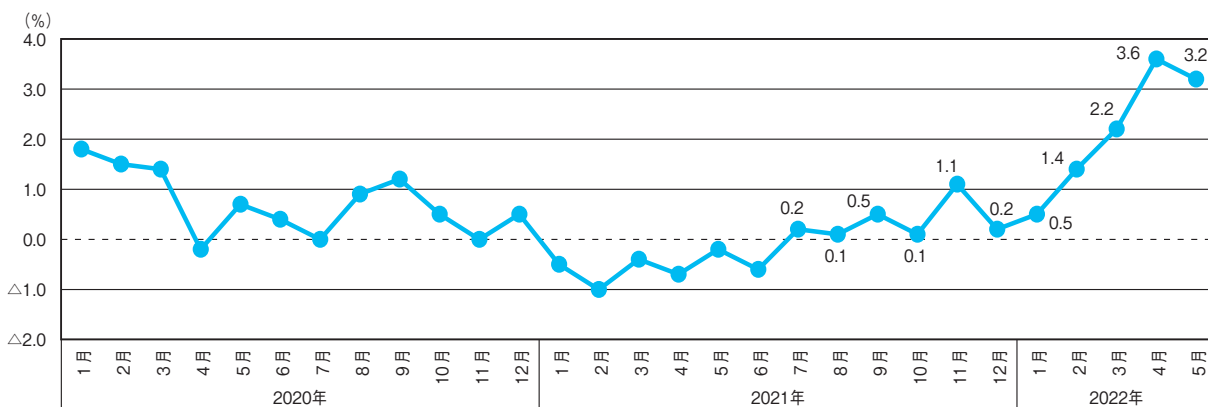
福島市の2人以上世帯における消費支出（除く

住居等）^{※3}の前年同月比をみると、新型コロナウイルス感染症の拡大で緊急事態宣言が出されるなどした2020年が多くの方が前年比減少した。一方、2021年は概ね前年を上回り推移し、行動制限緩和による回復が窺えた。

しかし、消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）が前年同月比+2%を超えた2022年4月には前年比大幅なマイナスに転じ、5月には名目増減率が同+1.1%と再び増加したが、実質増減率は同△2.1%で2カ月連続マイナスとなり、物価上昇分を除くと消費支出は4月・5月ともに前年を下回っている（図表6）。

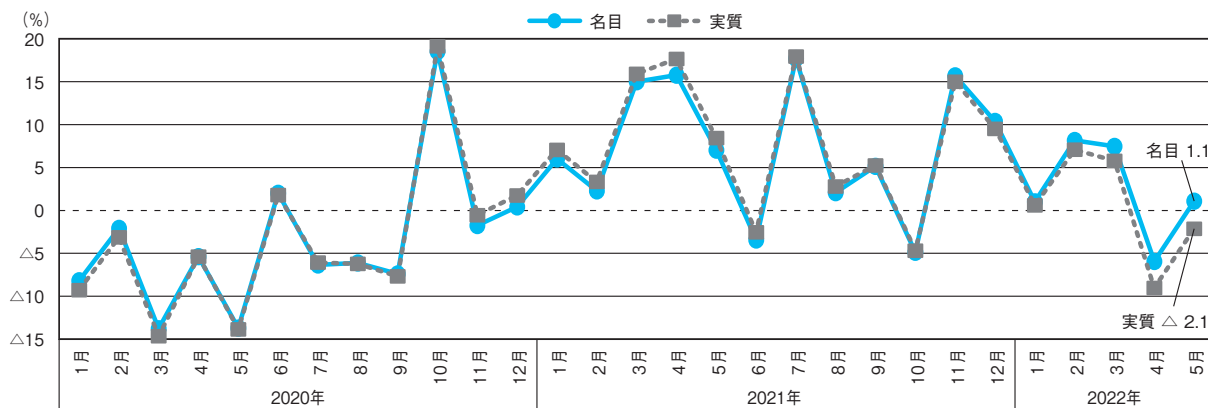
※3 消費支出全体からブレの大きい住居のほか、自動車等購入、贈与金、仕送り金を除いたもの。

図表5 「生鮮食品を除く食料」の消費者物価指数前年比推移



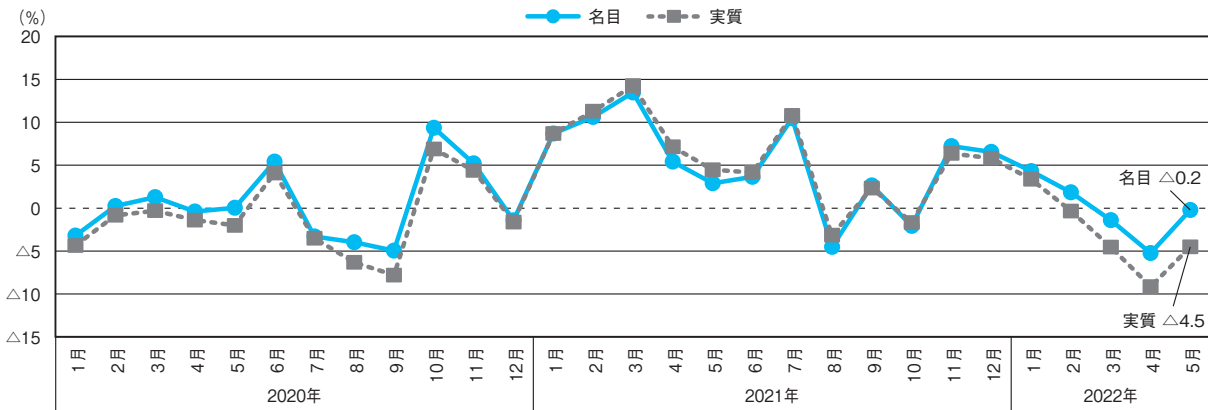
資料：総務省「消費者物価指数」

図表6 消費支出（除く住居等）の前年比増減率



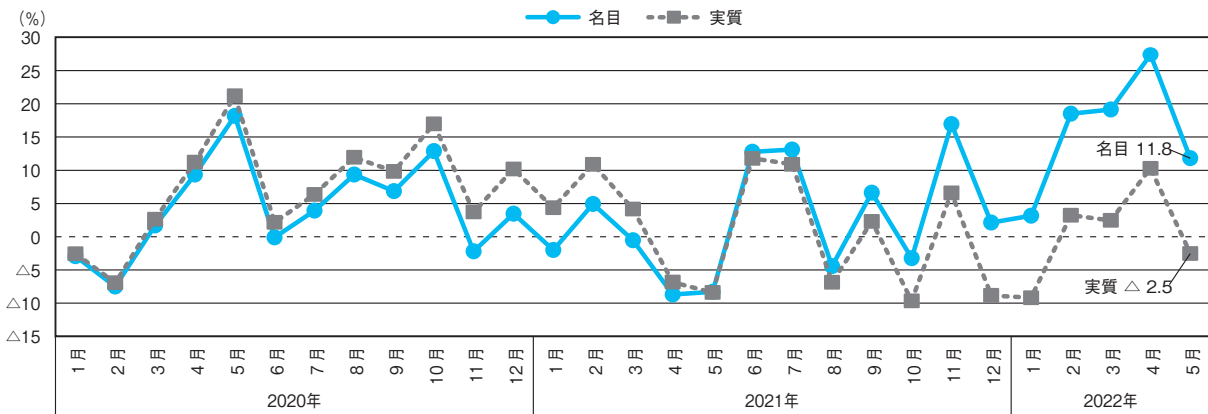
資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表7 「食料」の消費支出前年比増減率



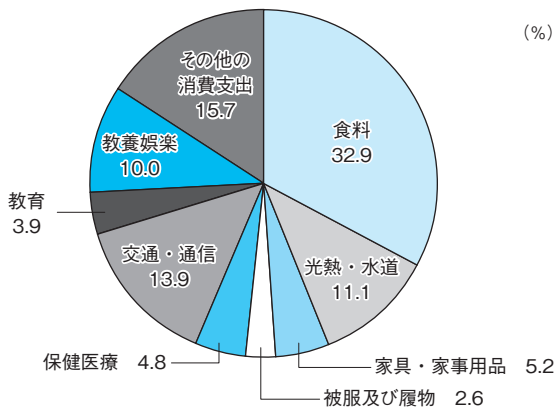
資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表8 「光熱・水道」の消費支出前年比増減率



資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表9 消費支出（除く住居等）の用途別構成比 (2022年5月分)



資料：総務省「家計調査」

名目が実質を上回るのは物価上昇の影響によるものであるが、用途別でその影響がよく表れているのは「食料」「光熱・水道」の2項目であり、特に「光熱・水道」はエネルギー価格が上昇し始めた2021年中盤以降、名目と実質の差が顕著に広がっている（図表7、8）。

2022年5月の消費支出（除く住居等）の用途別構成比をみると、「食料」が32.9%、「光熱・水道」が11.1%で合計44.0%を占めている。この2項目の動向が消費支出全体に与える影響は大きく、物価上昇による消費マインドへの影響が懸念される（図表9）。

(2) 品目分類における消費支出の動向

次に、主な品目分類別に、消費支出に対する物

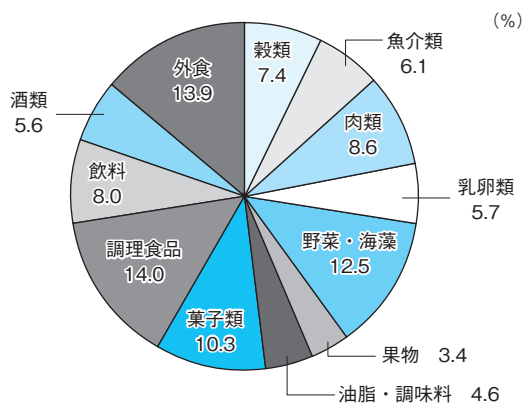
価上昇の影響をみている。

A. 食料

構成比が3割を超える「食料」の品目別構成(2022年5月)をみると、「調理食品」が14.0%、「外食」が13.9%、「野菜・海藻」が12.5%、「菓子類」が10.3%などとなっており、構成比が10%を超えるこの4品目の消費支出について前年比実質増減率をみている(図表10)。

「調理食品」は行動制限の緩和で外出機会が増えたこともあり、2021年11月以降は消費支出が減少傾向で推移しているが、直近では物価上昇の影響から名目が実質をやや上回っている(図表11)。「外食」は新規陽性者数が減少した2021年後半から増加傾向で推移している。名目と実質の差は他の品目に比べ小さく、現状では飲食店における値

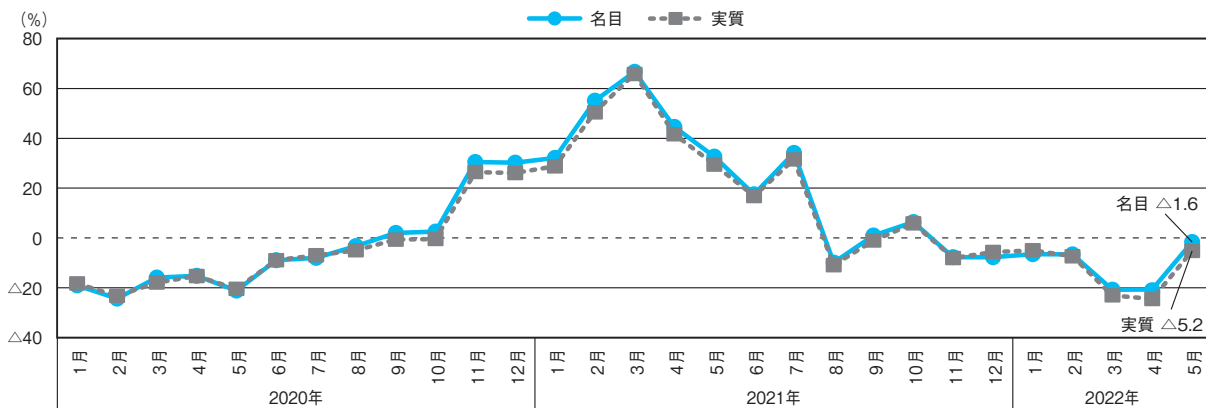
図表10 「食料」の品目別構成比(2022年5月分)



資料：総務省「家計調査」

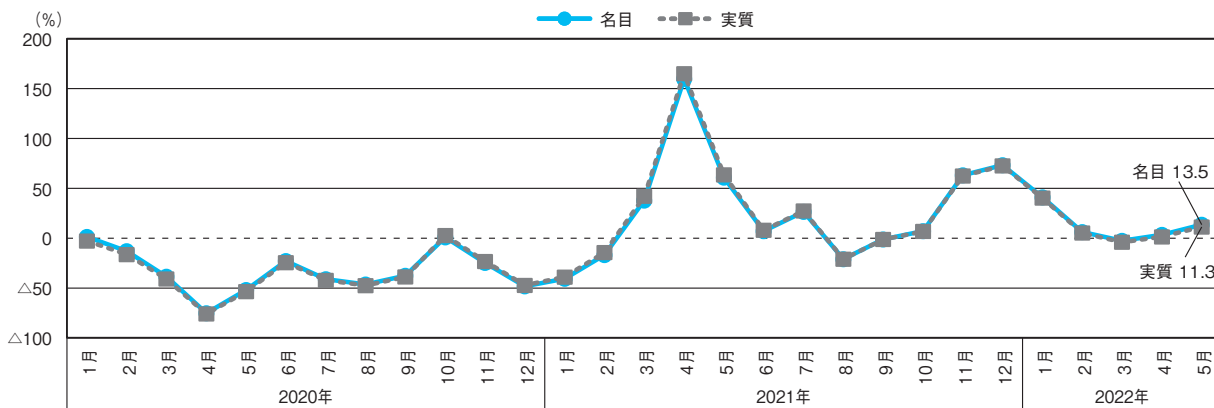
上げは一部にとどまっているとみられるが、今後も物価上昇が続くことで、値上げの動きが広がることも予想される(図表12)。「野菜・海藻」も自

図表11 「調理食品」の消費支出前年比増減率



資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表12 「外食」の消費支出前年比増減率



資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

宅での調理機会増減の影響を受けているが、2022年は物価上昇から名目が実質を上回り推移している。直近の2022年5月は実質増減率が前年比△8.1%となり、消費を抑制する傾向が窺える（図表13）。「菓子類」も人と交流する時間が増えたことなどにより、一時期よりも増加しているが、こちらも名目と実質で乖離がみられ、物価上昇の影響を受けていることがわかる（図表14）。

B. 光熱・水道

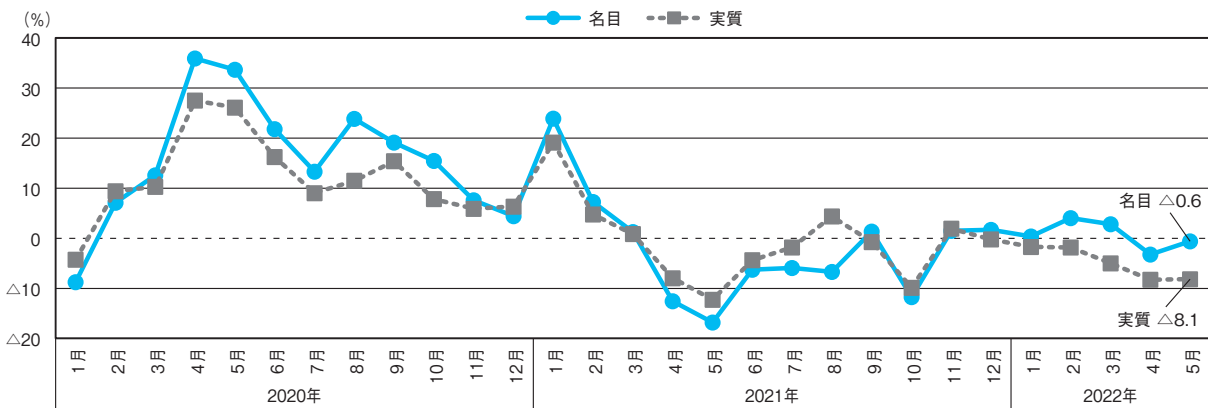
構成比が1割を占める「光熱・水道」の主要3品目をみると、2020年はコロナ禍でのテレワークや外出自粛が広がり、「電気代」「ガス代」「上下水道」のいずれも増加がみられた。その後やや落ち着きもみられたが、2021年の中盤以降、特に「電気代」の増加が顕著であり、名目と実質の乖

離から物価上昇の影響が窺える。また、「ガス代」は2021年の中盤以降、実質は概ね前年を下回り推移しているが、エネルギー価格上昇の影響を受け、こちらも名目と実質の乖離がみられる状況となっている。一方、「上下水道」は2020年1月から消費者物価指数が100.0で推移しており、名目と実質の差はみられない（図表15～17）。

C. 交通・通信

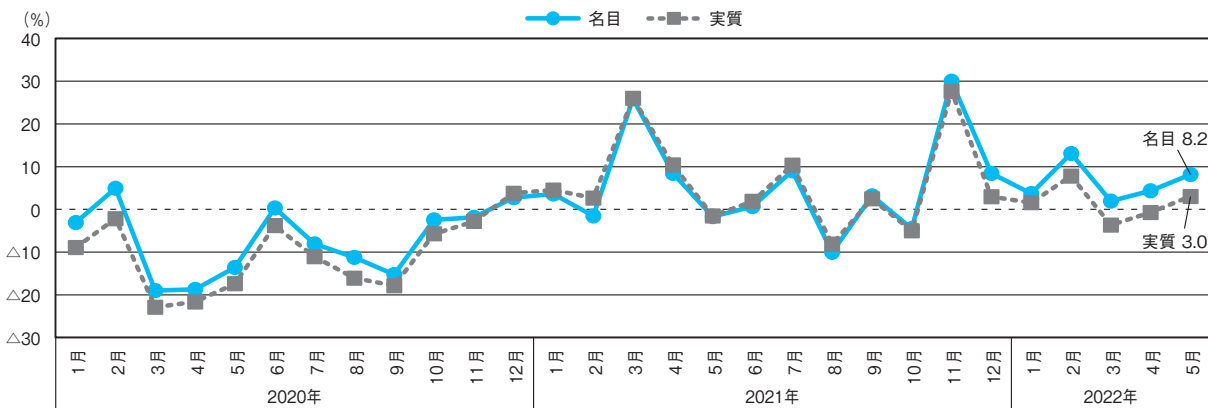
「交通・通信」の主要品目をみると、電車やバスの運賃などからなる「交通」は外出自粛などの影響から2020年は大幅なマイナスで推移したが、行動制限緩和とともに2021年は多くの月で大幅に増加した。一方、「通信」は前年比プラスとマイナスを繰り返しながら推移したが、携帯電話の大手キャリアが料金引き下げに向け新プランを発表

図表13 「野菜・海藻」の消費支出前年比増減率



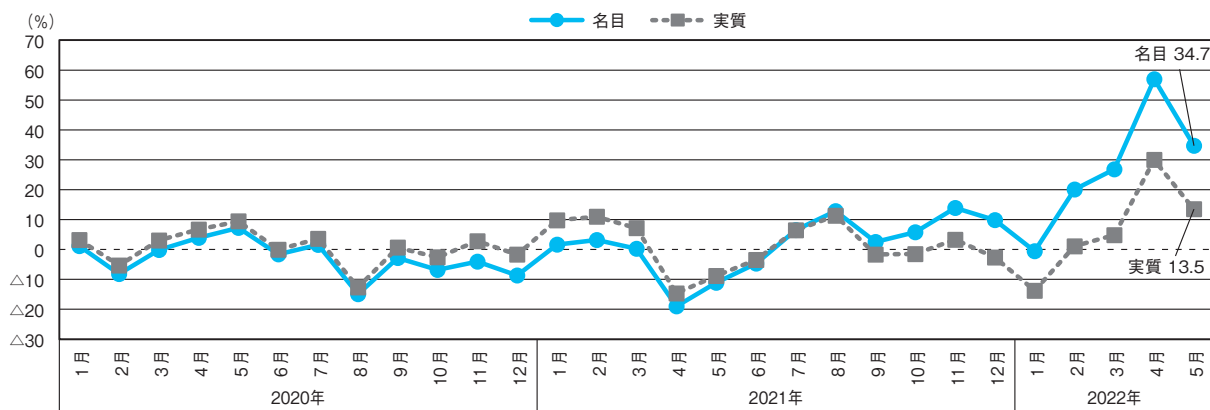
資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表14 「菓子類」の消費支出前年比増減率



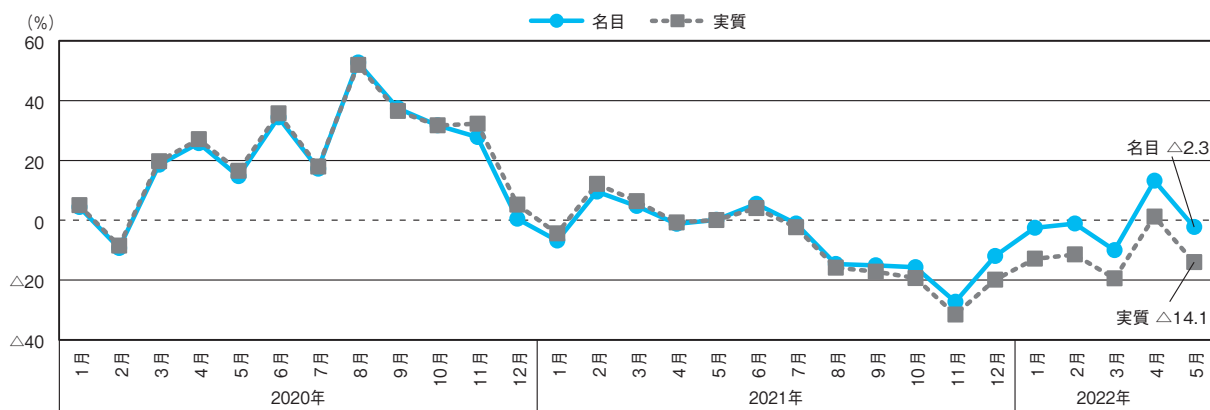
資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表15 「電気代」の消費支出前年比増減率



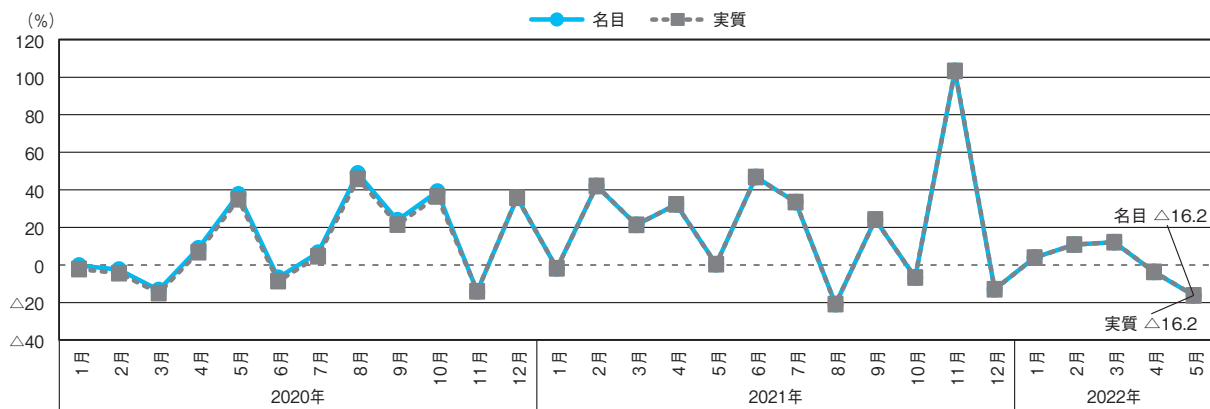
資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表16 「ガス代」の消費支出前年比増減率



資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表17 「上下水道」の消費支出前年比増減率



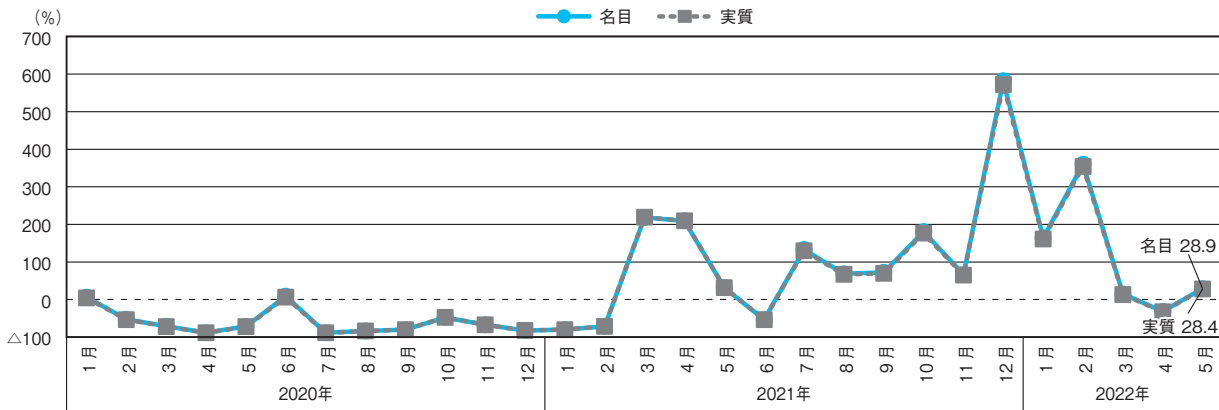
資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

したことから、2021年4月以降は名目を実質を大きく下回る状況となり、他の品目と異なる動きとなっているのが特徴的である（図表18、19）。

次に、「自動車等関係費」のうち「ガソリン」

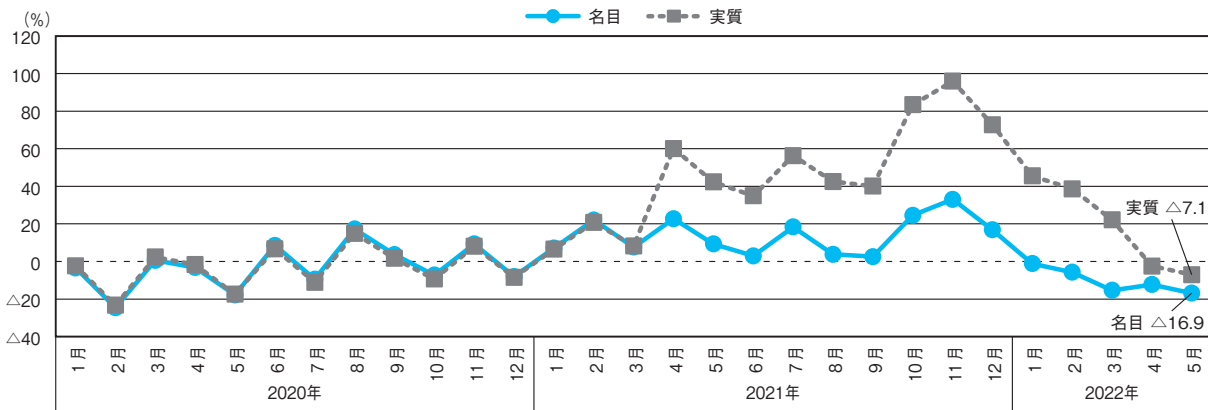
に注目してみると、ガソリン価格が高騰し始めた2021年4月以降は名目で前年比増減率が40%を超える月もあり、直近では実質でも前年比プラスに転じている（図表20）。なお、福島市では「ガソ

図表18 「交通」の消費支出前年比増減率



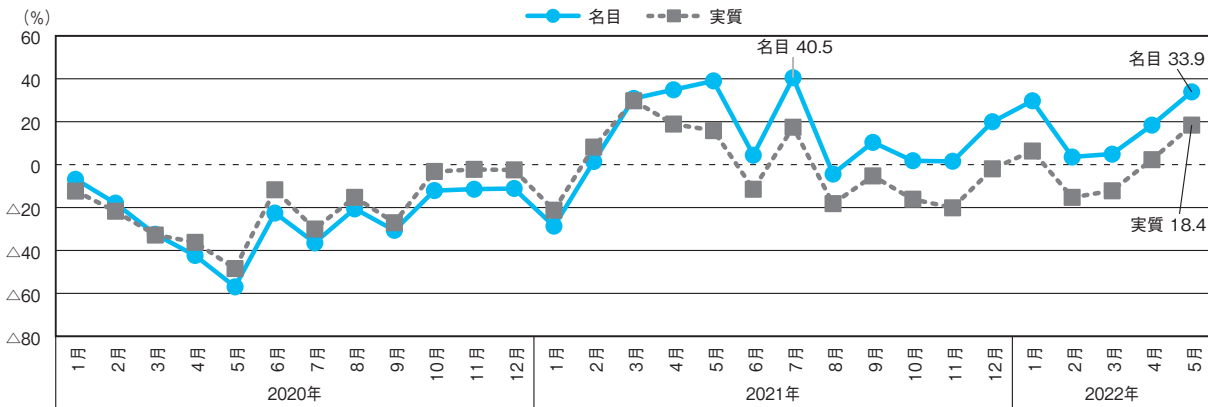
資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表19 「通信」の消費支出前年比増減率



資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表20 「ガソリン」の消費支出前年比増減率



資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成 消費者物価指数は全国のデータを使用

リン」の消費者物価指数データはないが、図表21の通り全国とほぼ同様の推移となっていることから、今回は全国のデータを使用し実質増減率を算出している。

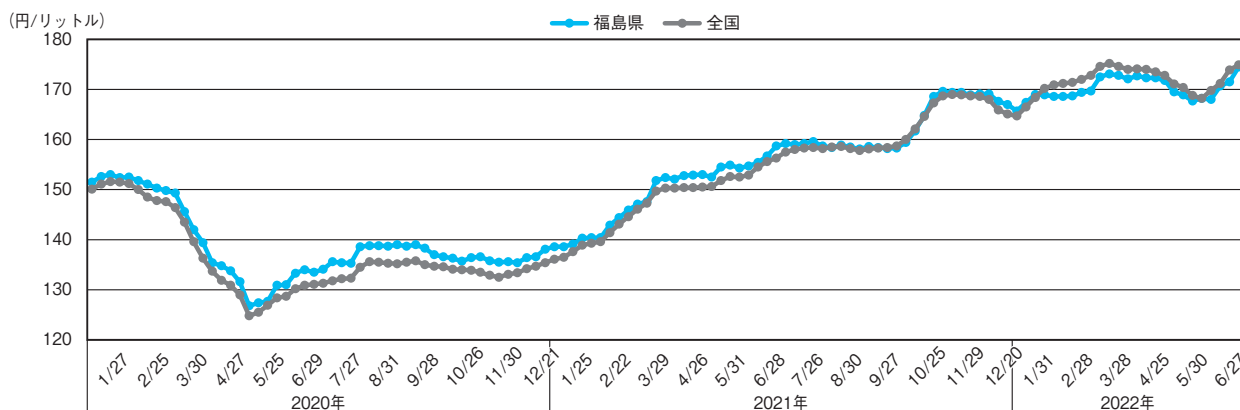
D. 教養娯楽

「教養娯楽」のうち、支出金額の大きい2品目についてみると、玩具やペット関連用品などが含まれる「教養娯楽用品」は、前年比プラスと

マイナスを繰り返しながら推移しているが、直近では前年を大きく上回る状況となっている（図表22）。一方、旅行費用や月謝類が含まれる「教養娯楽サービス」は、2021年序盤まで前年を大幅に

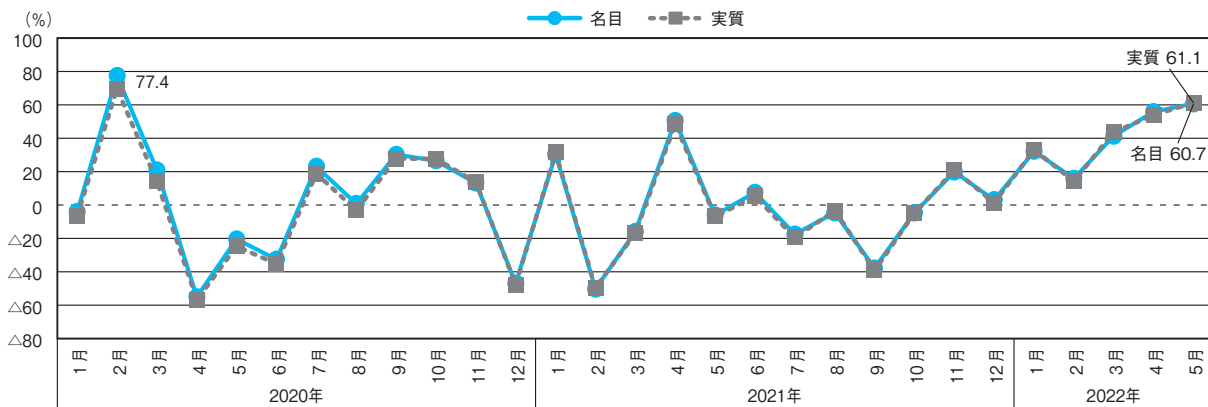
下回り推移したが、行動制限緩和により回復がみられ、特に「県民割プラス」がスタートした2021年10月から大幅に前年を上回った。2022年は新規陽性者数の増加によりやや勢いは衰えたものの、

図表21 レギュラーガソリンの給油小売所価格（福島県・全国）



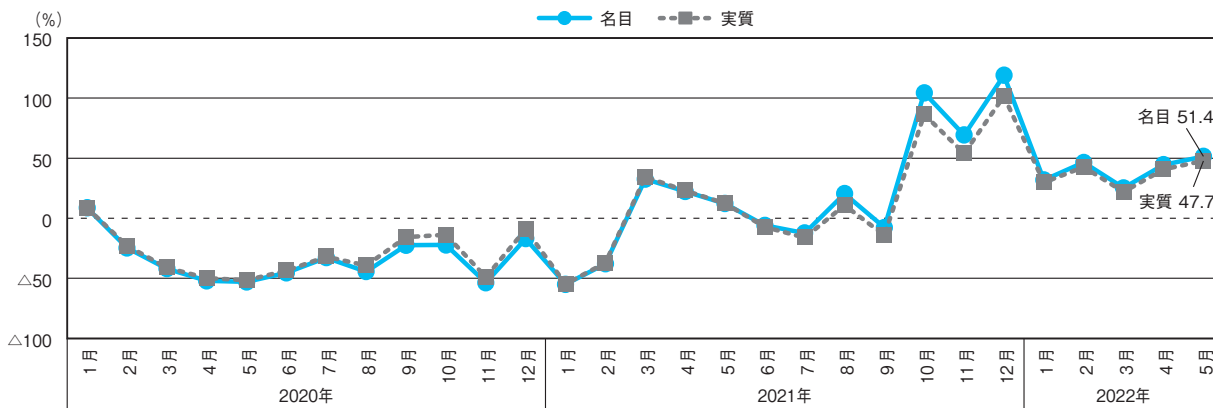
資料：資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」

図表22 「教養娯楽用品」の消費支出前年比増減率



資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

図表23 「教養娯楽サービス」の消費支出前年比増減率



資料：総務省「家計調査」「消費者物価指数」より作成

それでも前年を上回る状況が続いている。現状、「教養娯楽」については、名目と実質の大きな乖離はみられない（図表23）。

3. 消費マインドの回復状況と今後の見通し

(1) 平均消費性向

家計調査における「平均消費性向」（2人以上世帯のうち勤労者世帯）をみると、2020年はボーナス支給月である6月と12月以外でも60%を下回る月が目立った。しかし、行動制限緩和とともに、2021年以降は概ね80%前後で推移している。これに福島県の新規陽性者数の推移を重ねてみると、新規陽性者が急増した2022年においても一定の水準を維持しており、現状では消費支出を大幅に抑

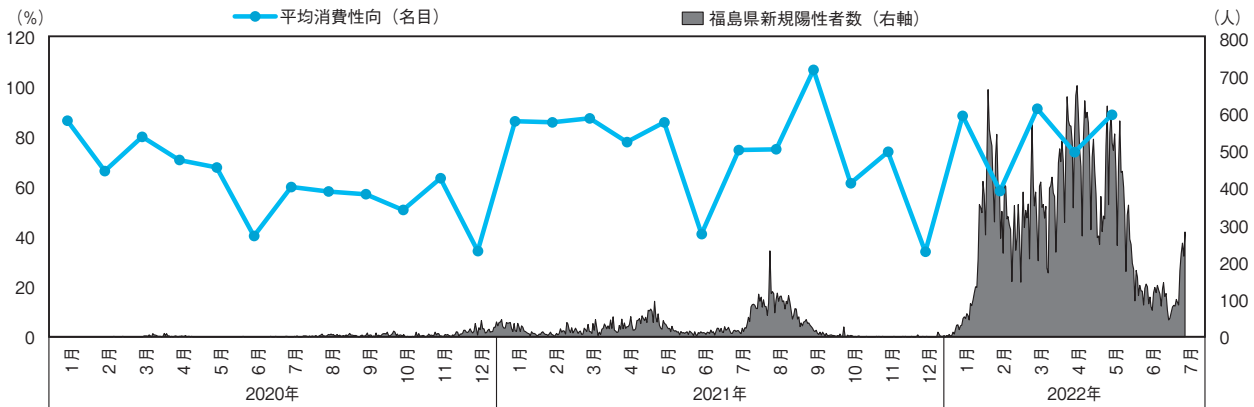
制するといった動きはみられない。しかし、今後さらに物価上昇と新規陽性者数の増加が続くことで、消費マインドの悪化につながる懸念される（図表24）。

(2) 物価上昇による家計への影響

～当研究所アンケート調査より～

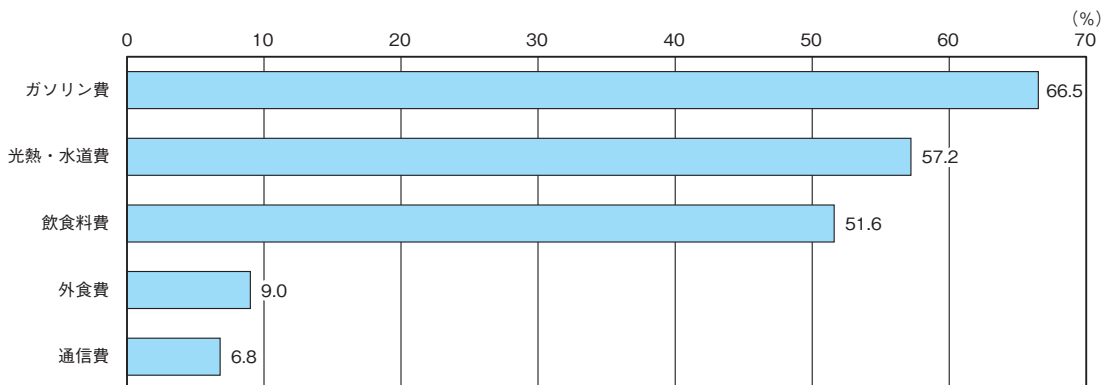
当研究所が毎年5月に実施している「夏季ボーナス及び暮らし向き」アンケート調査において、今年度は物価上昇の家計への影響を尋ねた（本誌7月号掲載）。その中から、物価上昇で家計負担が重くなった費目をみると、「ガソリン費」が66.5%、「光熱・水道費」が57.2%、「飲食料費」が51.6%と5割を超え、家計調査において支出が増加した品目に合致する結果となった（図表25）。また、家計を減らすための取り組みとしては、「割引価

図表24 新規陽性者数と平均消費性向の推移（2人以上世帯のうち勤労者世帯）



資料：総務省「家計調査」、厚生労働省「新規陽性者数の推移」より作成

図表25 現在の物価上昇で特に家計負担が重くなった費目（上位5費目、複数回答）



資料：当研究所アンケート調査より作成

格での購入」が53.5%、「消費量の節約」が51.6%などとなり、継続的な物価上昇に伴い、今後の消費マインドへの影響が懸念される結果となっている（図表26）。

(3) 消費者態度指数

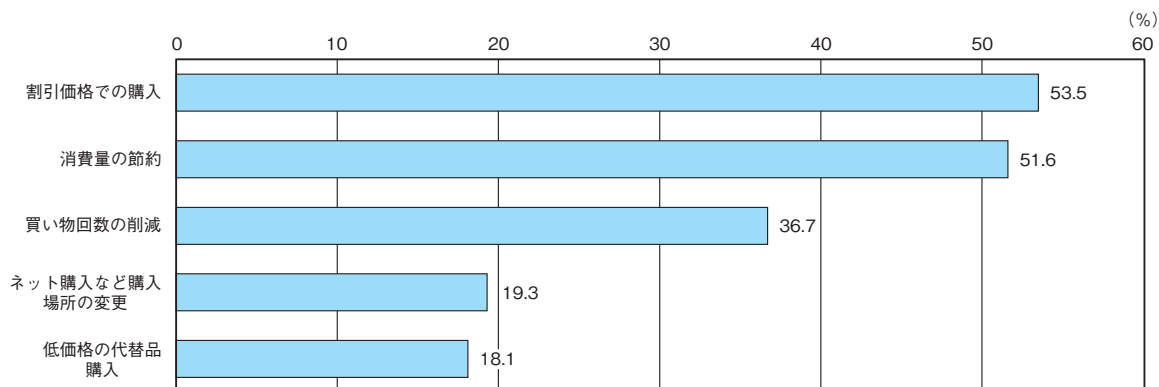
総務省「消費動向調査」より、消費者の今後6カ月間の消費動向の見通しを示す消費者態度指数（原数値）をみると、緊急事態宣言が全国に発令された2020年4月に北海道・東北は22.9まで低下した後、2021年は回復傾向で推移し、2021年10月には38.8まで上昇した。しかし、2022年に入ると新規陽性者数が急増したことを受け再び低下に転じ、さらに物価上昇の影響が加わることで消費者心理に悪化がみられ、2022年6月時点で31.1と低迷している（図表27）。

このように、消費マインドは、2020年の大幅な落ち込みから、2021年以降は緩やかな回復がみられたが、当研究所の暮らし向き調査や消費者態度指数の推移をみると、物価上昇や新規陽性者数の増加などにより、今後さらに悪化する可能性が考えられる。

4. おわりに

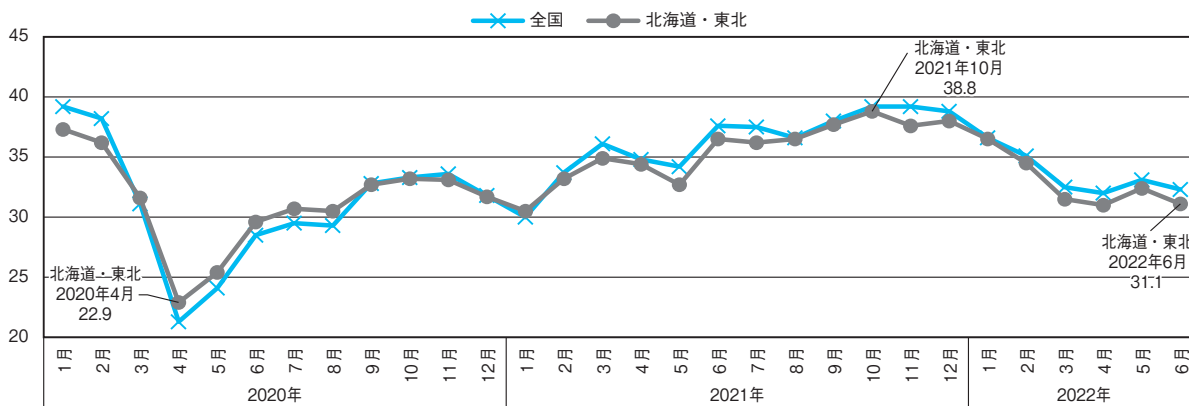
消費者物価指数や家計調査の結果をみると、行動制限緩和による回復がみられる一方、物価上昇の影響が家計に重くのしかかっていることが確認できる。合わせてコロナ禍の収束もまだ見通せない状況にあり、今後の消費支出への影響が懸念されるところである。

図表26 家計負担を減らすための取り組み（上位5項目、複数回答）



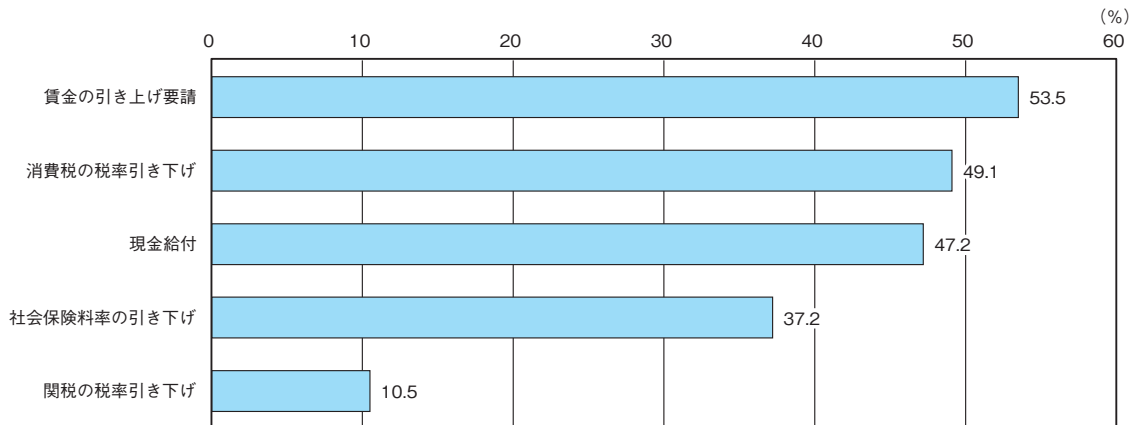
資料：当研究所アンケート調査より作成

図表27 消費者態度指数（全国及び北海道・東北、2人以上の世帯、原数値）



資料：内閣府「消費動向調査」

図表28 政府に望む物価上昇対策（上位5項目、複数回答）



資料：当研究所アンケート調査より作成

(1) 物価上昇による消費マインドの悪化が懸念

物価上昇については、ウクライナ情勢など不透明な要因もあり先を見通すことは難しいが、コスト上昇分を価格に十分転嫁できていない企業において、今後価格転嫁する動きが進んだ場合、さらなる物価上昇が考えられる。現状、それに見合う賃金上昇には至っておらず、物価上昇は今後の消費マインド悪化につながる大きな懸念材料となっている。

(2) 新規陽性者数の抑え込みと消費喚起策の実施

2020年と比較すると、現在はワクチン接種が進んでおり、新規陽性者数の一定程度までの増加については、広範囲に亘る行動制限の実施には至らないものと考えられる。しかし、新規陽性者数が増加する状況においては消費マインドの上昇は期待できず、第7波の規模が大きくなった場合には消費マインドが大幅に悪化することも予想される。2021年10月に開始した本県の「県民割プラス」事業について、県によると2022年5月末までに73万泊分が利用されており、このような消費喚起策の実施は相応の効果があると考えられる。消費者自身の十分な感染対策継続が重要となるが、コロナ禍においても消費者にメリットのある政策の継続が求められる。

(3) 当面は継続的な支援が必要

賃金上昇が停滞する中で物価上昇が継続している状況から、消費者個人での対策には限界があり、思い切った支援策の実行が求められる。この6月に、県は物価高騰が続く中で、高齢者やひとり親など生活が困窮する世帯に対し、1世帯あたり7,000円を支給するため4億8,600万円あまりの予算を計上した。このような即効性のある支援策は必要であり、継続的に実施することが求められるが、重要なのは必要な人に行き渡ることであり、実効性の高い政策への取り組みが求められる。

以前は、新型コロナウイルス感染症の克服が最重要課題となっていたが、現在は物価上昇という大きな壁がそびえ立っている状況である。ウクライナ情勢など、消費者自身ではなかなか克服できない問題が大きいことから、短期的には自治体に即効性のある支援を求めるとともに、新規陽性者数を極力抑え込むことで、人の動きを止めずに経済活動が進むことを期待したい。一方、前述の当研究所アンケートでは「政府に望む物価上昇対策」として「賃金の引き上げ要請」が53.5%で最も多い結果となっている（図表28）。中・長期的には県内企業の賃上げ実施が求められることから、企業が賃上げできる環境を整えるための政策についても積極的に取り組むことが必要となる。

（担当：木村正昭）

福島経済マンスリー

5月の県内経済は、一部に持ち直しの動きがみられるが、全体では引き続き厳しい状況にある。

1. 2022年5月の県内経済

項目	今月の動向	景況判断	
		変化方向	水準
県内経済の景況	県内経済は、コロナに対する警戒感がやや弱まり、消費の一部や設備投資に持ち直しの動きがみられるが、円安およびロシアによるウクライナ侵攻に起因する原油・原材料価格の高騰や慢性的な半導体不足など、様々な要因が複合的に重なって、全体では引き続き厳しい状況にある。		
消費動向	乗用車販売台数は半導体不足と海外からの部品供給不足による減産などから前年を下回った。また、大型小売店販売額が前年を下回ったが、ドラッグストア、コンビニエンスストアそれぞれの販売額は前年を上回った。一方で、消費者物価指数は上昇傾向にあり、消費動向への影響が懸念される。		
公共投資	公共投資は、前年に国が発注した除染や被災建物の解体工事、県が発注した道路整備工事などの反動から前年を下回った。		
設備投資	民間非居住用建築着工は、工事費予定額が卸・小売業や製造業などを中心に前年実績を上回ったが、基調はほぼ横ばいで推移している。		
住宅投資	新設住宅着工戸数は、持家、貸家、分譲がいずれも前年を下回っており、合計でも3カ月ぶりに前年比で減少した。		
生産活動	鉱工業生産指数は、季節調整値が88.0で前月比+6.4%、原数値が84.3で前年比△1.6%となった。業種別の季節調整値を前月比で見ると、「輸送機械工業」など12業種で上昇し、「電気機械工業」など7業種で下降した。		
雇用動向	有効求人倍率は、季節調整値が1.40倍と前月を0.02ポイント上回り、新規求人倍率は、季節調整値が2.09倍と前月を0.05ポイント上回った。また、雇用保険受給者実人員は前年比で△1.7%となった。		

注1：「変化方向」は前月と比較した現在における景況の変化方向（：改善、：不変、：悪化）を示し、当月と前月における3カ月加重移動平均の前年同期比を比較して判断。

注2：「水準」は現在における景況の水準を示し、当月の3カ月加重移動平均値と過去5年間の平均値を比較して判断しており、「変化方向」が改善または悪化の場合に、「水準」が必ず変化するわけではない。

なお、公共投資および設備投資は6カ月加重移動平均値による判断。

注3：「景況判断」は、注1および注2の通り、中長期的な指標を基に判断しているため、「今月の動向」と異なる場合がある。

注4：鉱工業生産指数は4月データ。

〈天気図（水準）の意味〉				
晴れ	晴れ一部曇り	曇り	曇り一部雨	雨
← 良 い			悪 い →	

2. 県内経済動向の概要

(1) 前年同月比

(単位：％、ポイント)

	項 目	前 年 同 月 比					
		2021年12月	2022年1月	2 月	3 月	4 月	5 月
消費動向	大型小売店販売額（全店舗）	0.6	1.6	1.7	1.7	2.2	△ 0.7
	コンビニエンスストア販売額（全店舗）	△ 0.1	1.0	△ 2.9	△ 0.7	1.2	2.0
	ドラッグストア販売額（全店舗）	5.3	4.2	7.9	2.9	5.1	2.6
	乗用車販売台数	△ 8.2	△ 9.0	△ 12.8	△ 15.2	△ 13.0	△ 5.7
公共投資	公共工事前払保証取扱保証請負金額	△ 36.8	△ 77.6	△ 76.6	△ 61.7	27.1	△ 28.8
設備投資	建築着工工事費予定額（民間非居住用）	11.5	93.2	△ 13.4	202.0	64.3	15.0
住宅投資	新設住宅着工戸数	1.1	41.3	△ 19.5	26.4	1.5	△ 16.9
生産活動	鉱工業生産指数（総合）	3.5	△ 1.7	4.7	△ 6.3	△ 1.6	—
雇用動向	有効求人倍率（パート含む）	0.17	0.18	0.17	0.13	0.13	0.13
	雇用保険受給者実人員	△ 11.1	△ 5.5	△ 3.4	△ 3.5	△ 5.7	△ 1.7

注1 鉱工業生産指数は原指数、有効求人倍率は原数値。Pは速報値、rは訂正值。

(2) 前月比

(単位：％、ポイント)

	項 目	前 月 比					
		2021年12月	2022年1月	2 月	3 月	4 月	5 月
消費動向	大型小売店販売額（全店舗）	27.4	△ 17.2	△ 9.1	9.6	△ 4.9	4.9
	コンビニエンスストア販売額（全店舗）	9.7	△ 8.4	△ 8.4	12.6	△ 0.8	3.0
	ドラッグストア販売額（全店舗）	2.7	1.7	△ 3.5	△ 2.6	5.6	0.08
	乗用車販売台数	△ 6.0	△ 5.8	9.9	62.4	△ 41.3	△ 6.8
公共投資	公共工事前払保証取扱保証請負金額	△ 23.9	△ 29.7	△ 25.2	277.3	84.1	△ 46.5
設備投資	建築着工工事費予定額（民間非居住用）	184.1	31.2	△ 57.1	117.4	△ 22.7	△ 51.2
住宅投資	新設住宅着工戸数	8.7	△ 4.1	△ 13.6	14.6	6.9	△ 29.5
生産活動	鉱工業生産指数（総合）	△ 2.2	△ 3.4	0.4	△ 2.7	6.4	—
雇用動向	有効求人倍率（パート含む）	0.04	0.03	0.03	△ 0.03	0.00	0.02
	雇用保険受給者実人員	1.1	△ 2.3	△ 6.0	2.9	△ 1.6	3.4

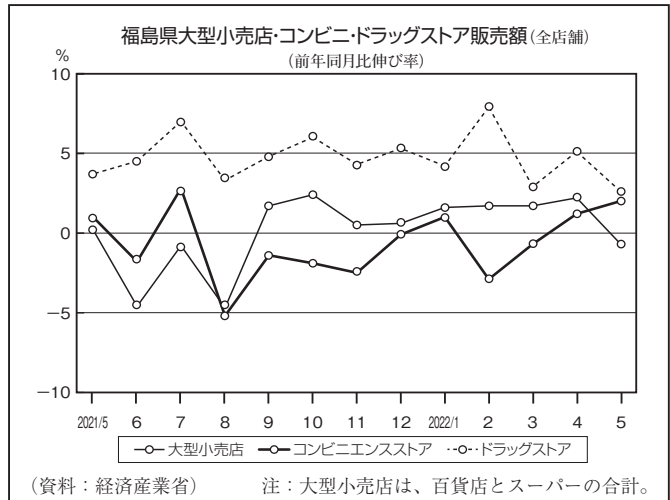
注2 鉱工業生産指数は季節調整済指数、有効求人倍率は季節調整値。Pは速報値、rは訂正值。

3. 県内経済動向

消費動向

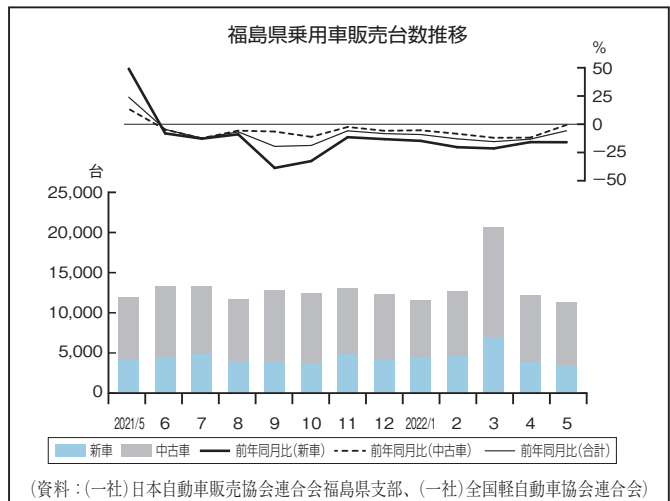
大型小売店が前年比減、ドラッグストアおよびコンビニは前年比増

5月の県内大型小売店の販売額は233億79百万円（前年同月比△0.7%）と9カ月ぶりで前年を下回った。一方、ドラッグストア販売額は93億38百万円（同+2.6%）と13カ月連続、コンビニエンスストア（コンビニ）販売額は172億46百万円（同+2.0%）と2カ月連続でそれぞれ前年を上回った。なお、大型小売店、ドラッグストア、コンビニの販売額合計は499億63百万円（同+0.8%）と前年を上回った。



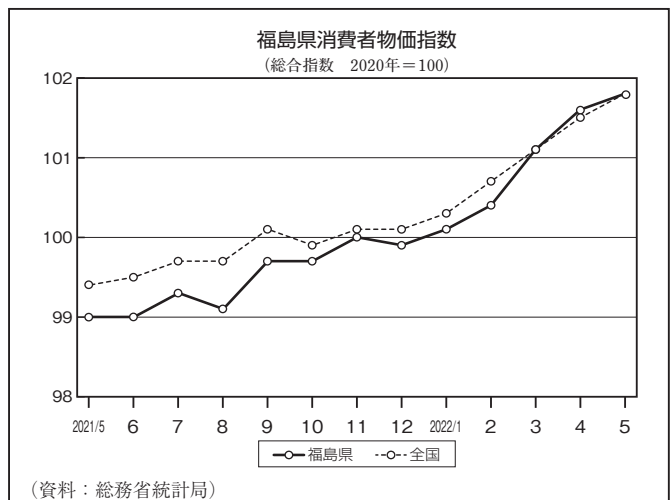
乗用車販売：12カ月連続で前年比減

5月の乗用車販売台数をみると、新車が3,426台（前年同月比△15.7%）、中古車が7,867台（同△0.6%）、合計が11,293台（同△5.7%）となり、いずれも12カ月連続で前年を下回った。長引く世界的な半導体不足に加え、新型コロナウイルス感染症により海外からの部品供給に遅れが生じていることなどから、新車の前年割れが続いているものとみられる。



消費者物価指数：前月比、前年比とも上昇

5月の消費者物価指数は、総合指数（福島市、2020年=100）が101.8で前月比+0.2%、前年同月比+2.8%。費目別に前月比で見ると、「光熱・水道」の115.3（前月比+0.7%）など3費目で上昇、「教育」の101.1（同△0.6%）など5費目で下降した。

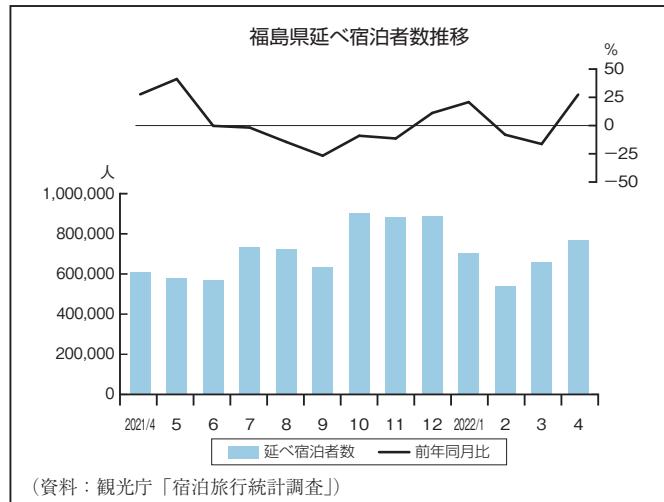


観光

※延べ宿泊者数は4月データ

延べ宿泊者数：3カ月ぶりに前年比増

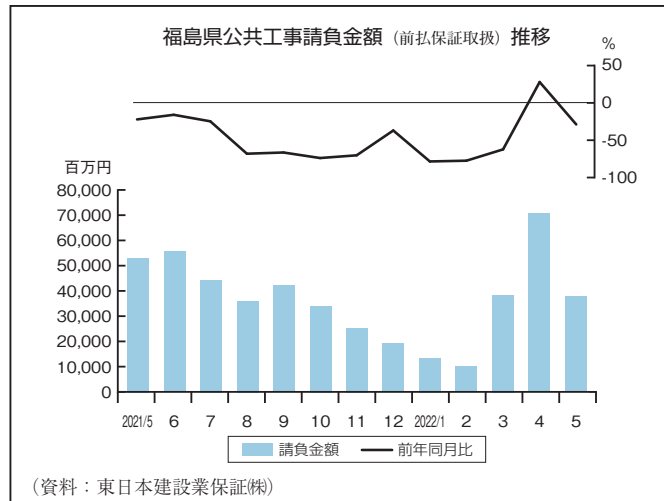
4月の延べ宿泊者数は、770,150人（前年同月比+26.9%）と、まん延防止等重点措置が3月に解除されたことや宿泊割引事業「福島県県民割プラス」が実施されたことなどから、3カ月ぶりに前年を上回った。



公共投資

公共工事：請負金額は前年比減

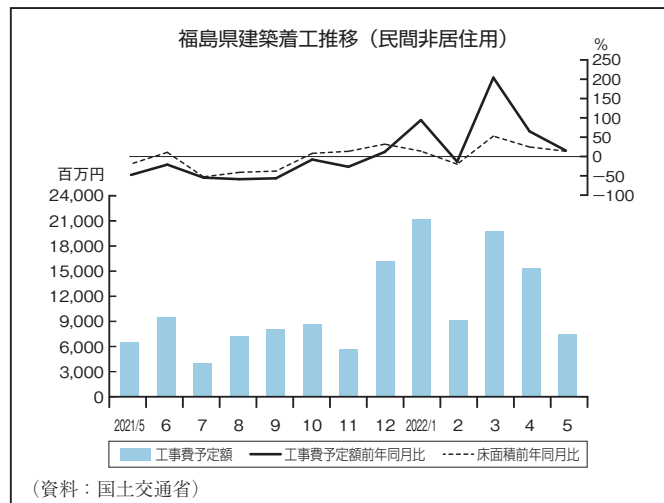
5月の公共工事前払保証取扱は、件数が413件（前年同月比△9.8%）、請負金額が381億円（同△28.8%）、保証金額が190億82百万円（同△27.6%）。発注者別請負金額をみると、国が192億58百万円（同△34.3%）、県が93億22百万円（同△29.2%）となり、前年に国が発注した除染や被災建物の解体工事、県が発注した道路整備工事などによる反動が窺える。



設備投資

設備投資：工事費予定額は前年比増

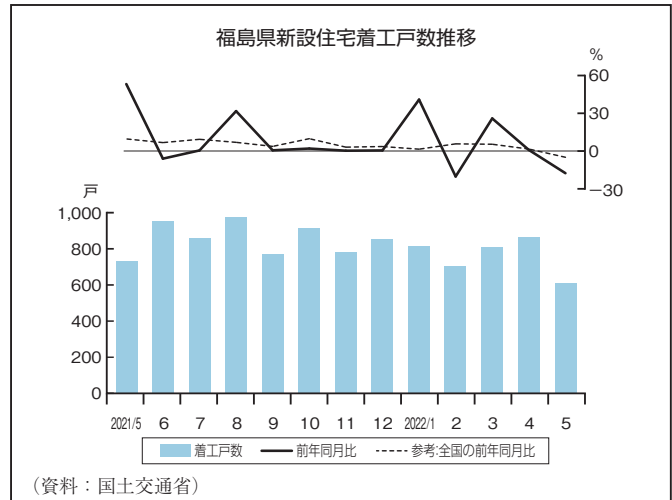
5月の建築着工（民間・非居住用）は、棟数が91棟（前年同月比△20.9%）と前年を下回った。一方、床面積は34,064㎡（同+13.3%）、工事費予定額は74億73百万円（同+15.0%）と前年を上回り、卸・小売業や製造業などの工事費予定額が前年比で増加した。



住宅投資

住宅建設：3カ月ぶりに前年比減

5月の県内新設住宅着工戸数は610戸（前年同月比△16.9%）と3カ月ぶりに前年を下回った。主な利用関係別にみると、「持家」が359戸（同△15.7%）、「貸家」が127戸（同△26.6%）、「分譲」が124戸（同△6.8%）といずれも前年を下回った。

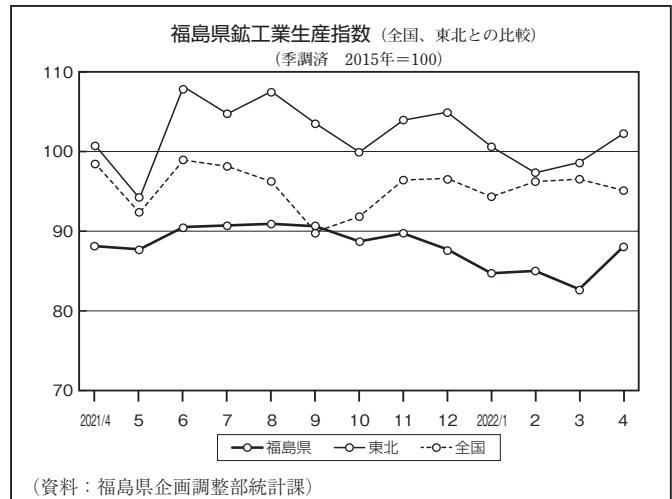


生産活動

※鉱工業生産指数は4月データ

鉱工業生産指数：前月比は上昇、前年比は下降

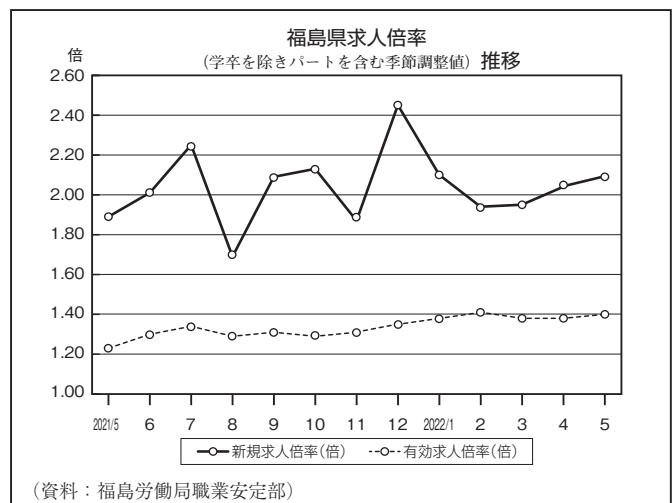
4月の鉱工業生産指数は、季節調整値が88.0（前月比+6.4%）、原数値が84.3（前年同月比△1.6%）となった。業種別の季節調整値をみると、「輸送機械工業」（前月比+42.3%）など12業種で上昇し、「電気機械工業」（同△22.5%）など7業種で下降した。



雇用動向

雇用動向：有効求人倍率は前月比、前年比とも上昇

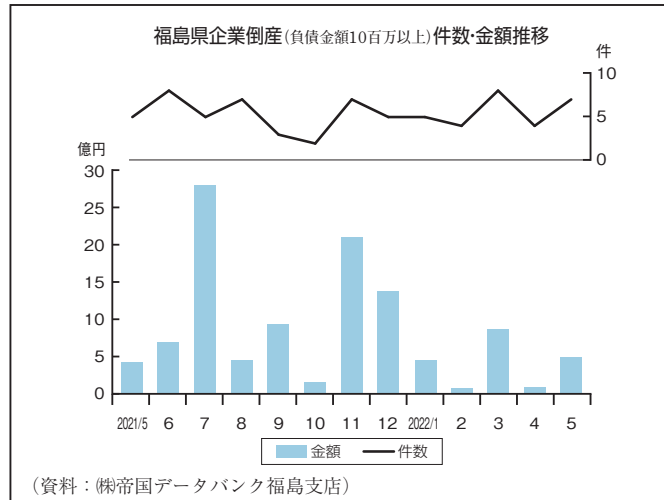
5月の新規求人倍率は、季節調整値が2.09倍（前月比+0.05ポイント）、原数値が1.80倍（前年同月比+0.10ポイント）、有効求人倍率は、季節調整値が1.40倍（前月比+0.02ポイント）、原数値が1.27倍（前年同月比+0.13ポイント）。5月の雇用保険受給者実人員は5,942人（前年同月比△1.7%）。



企業倒産

企業倒産：件数、負債総額とも前年比増

5月の企業倒産（負債金額10百万円以上）は、件数が7件（前年同月比+40.0%）、負債総額が4億95百万円（同+15.9%）。業種別で見ると、卸売業が2件、建設業、製造業、運輸・通信業、サービス業、その他が各1件となった。

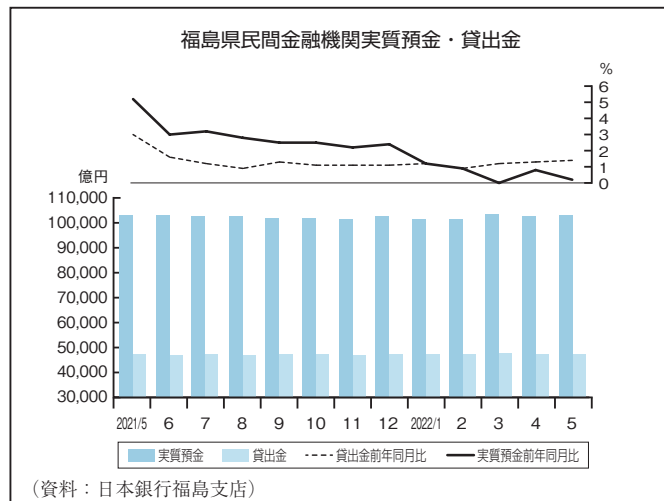


金融動向

資金需給：預金、貸出金とも前年比増

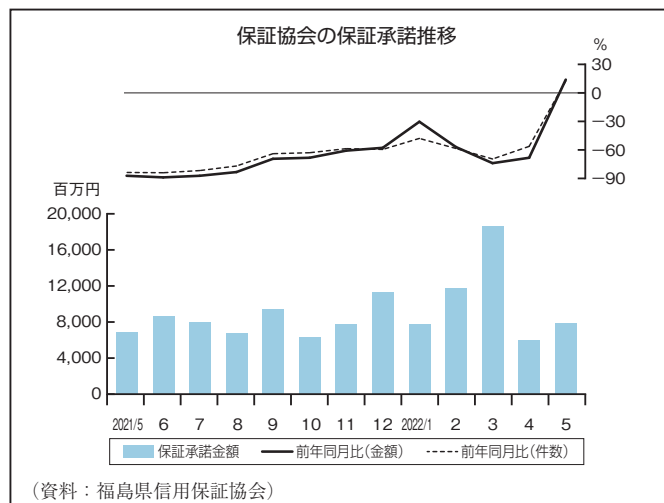
県内金融機関（全国銀行の県内店舗分、県内8信用金庫の全店舗分）の5月末の実質預金残高は、10兆3,256億円（前年同月比+0.2%）と3年連続で前年比増加。また、貸出金残高は、4兆7,599億円（同+1.4%）と9年連続で前年比増加。

※実質預金は、総預金から未決済の他店払い手形・小切手類の合計金額を控除したもの。



保証協会：保証承諾は件数、金額とも前年比増

5月の保証承諾は、件数が539件（前年同月比+12.5%）、保証金額が77億74百万円（同+13.9%）。5月末日現在の保証債務残高は、件数42,960件（同+1.2%）、金額5,637億24百万円（同△1.2%）。一方、5月中の代位弁済は、件数が29件（同+107.1%）、金額が3億83百万円（同+111.4%）。





「はじめる」から「かなえる」へ。福島県では、震災から10年を機に「ふくしまからはじめよう」からのバトンを渡す、スローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を策定しました。復興に向けて歩んできた「これまで」と、新しい未来に繋げていく「これから」と、県民のみなさんひとりひとりの「今」を重ねたメッセージです。

～あなたの会社の技術が外国に狙われる！？～ 諸外国への「技術情報」などの流出防止に向けて

福島県警察本部 外事課

近年、経済安全保障の観点から、「技術情報」の流出防止の必要性が高まっています。

福島県警察では、県内の企業や研究機関などから技術情報などが諸外国に流出するのを防止するため、さまざまな取り組みを行っています。

今回は、技術情報などの流出防止に向けた取り組みを紹介します。

ホームページで詳しい情報を公開しています。

[福島県警察](#)

[検索](#)



経済安全保障とは

経済安全保障とは、『日本の独立、生存および繁栄を「経済面」から確保すること』、つまり、「経済的な側面から、安全保障を実現すること」です。

「技術情報流出問題」への対策を強化するなど、経済面からの安全保障を推進しています。

日本においては、令和4年5月に「経済安全保障推進法」が可決成立し、今後、各種対策が推進されていくこととなりました。

安全保障を巡る国際情勢の変化

近年、「軍事や外交」だけでなく、「経済的」な手段により、自国の意向を他国に強制できる状態を実現しようとする国が出現しました。



また、昨今のデジタル技術の進展が、世界各国の安全保障を直接左右するようになり、主要国は

経済安全保障の重要性

もし、長い年月と膨大な費用を使って開発した大切な知的財産である「技術情報」などが諸外国に流出すれば、



- 1 コストをかけずに、安価でより高性能な製品が外国に製造販売され、国際競争力で日本が敗北してしまう。

2 外国への依存度が高まった物資が遮断され、
 自社製品の製造ができなくなる。
 などの問題が生じる恐れがあります。

突然ですが！最近、こんなことはありませんでしたか？

- 外国人から、会社の技術についてことさらに賞賛された
- これまで取引がなかった企業から、突然うまい話があった
- 実績のある社員が、突如、外国企業に引き抜かれた

それ・・・もしかして・・・
 技術情報流出につながるかも・・・。



経済安全保障を取り巻く県内の状況

福島県は、「医療用機械器具」、「半導体製品」、「電子部品」、「自動車用部品」、「発電施設」などのさまざまな技術を有する企業が多数存在しています。

また、「福島イノベーション・コースト構想」や「福島国際研究教育機構基本構想」の進展により、新たな産業基盤の構築や研究開発が現在進行形で進められており、技術情報を流出させない対策の必要性が高まっています。

最近の国内における事例

不正競争防止法違反（営業秘密領得）事件

この事例は、会社の秘密情報に当たる技術情報を知り得る立場にいただけでなく、会社で情報漏洩を監視する立場にあった社員が、外国の政府職員に唆されて勤務先のサーバから会社の秘密情報

<事例1 大手通信関連会社の社員等による「不正競争防止法違反（営業秘密の領得）事件」>



を不正に入手し、不正競争防止法違反で検挙されたものです。

大手通信会社の社員による事件であり、新聞などでも報道されています。

大手通信会社の社員は、会社から歩いて帰宅する途中、外国人男性から駅までの道を尋ねられたことを機に、この男性と親しい仲になりました。

ある時、この男性から会社のホームページにあるような公開情報を聞かれて、「広く知られている情報だから大丈夫だろう」と甘く考えて教えたところ謝礼を渡され、何度もそれを繰り返しているうちに、会社の秘密情報を不正入手してしまったのです。

この外国人男性は、外国政府のプロの諜報員で、社員が警察に検挙された後、直ぐに日本から出国しています。

技術情報流出の様々な形態



国内ではこの他にも、サイバー攻撃や企業買収、合併企業の設立などに絡む技術情報流出の事例が確認されています。

「技術情報」流出防止に向けた 県警の取り組み

経済安全保障対策 PT の設立

県警察本部では、県内の企業や研究機関などから技術情報などが諸外国に流出するのを防止するため、「経済安全保障対策プロジェクトチーム (PT)」を設立し、県内の企業や研究機関などへの啓発活動や相談の受理、取り締まりの強化などを行っています。

啓発活動

福島県警察では、県警察本部と各警察署が一体となって県内の企業や大学、研究機関などを訪問し、啓発活動を行っています。

これまでに、本部長による経済団体への講演も行いました。



3月30日 福島経済同友会での講演

ふくしま PIT (ピット) ネットワークを 利用した情報提供や注意喚起

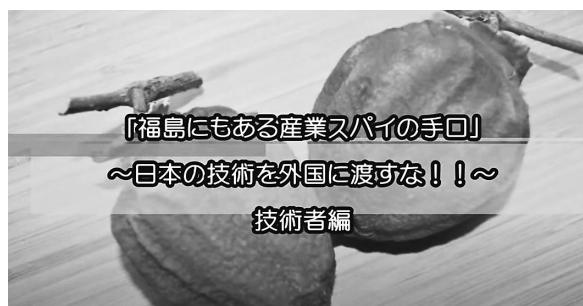
福島県警察では、平成28年から関係機関・団体と協力して、「ふくしま技術情報等不正流出防止ネットワーク」、通称「ふくしま PIT ネットワーク」を構築し運営しています。

具体的には、県警本部外事課を事務局とし、福島県商工労働部他4団体のネットワークを通じて、ネットワーク加盟企業（延べ約26,000社）に対し、定期的に「ネットワーク通信」をお送りするとともに、個別の相談にも応じています。

無料動画の配信

福島県警察では、社員教育などでご活用いただける「技術情報流出防止」に向けた動画を独自に製作しました。

YouTubeの福島県警察公式チャンネル上で公開しておりますので、ぜひご覧ください。



福島県警察 ユーチューブ

検索

こちらの二次元コードからも
視聴可能です。



経済安全保障に関連した不審な動向や情報を見聞きしたり、ご質問やご要望がありましたら、最寄りの警察署警備課または県警本部外事課までご連絡ください。

[問い合わせ先]

福島県警察本部 外事課
電話：024 (522) 2151



安積の歴史シリーズ



第29回 近代 国営の安積開墾と入殖者

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会
委員



開墾地

国営の安積開墾は、明治11年11月12日に久留米士族が大蔵壇原に入殖したのに始まり、同20年に鳥取士族内田辰蔵が広谷原に入殖したのを最後に、500戸が入殖した開墾で、国が主体となって行った。

入殖した場所は第1表のように⁽¹⁾、安積郡の対面原・広谷原・四十壇原・牛庭原・大蔵壇原・山田原・大槻南原・塩ノ原・駒屋北原・湯ノ原、安達郡の青田原、岩瀬郡の西原・下原・岡谷地原・吉美根原・四十壇原・滑沢原、西白河郡の小田倉原・滑津原・八幡原・十軒原、石川郡の沢井原、耶麻郡の山潟原である。

そのうち代表的なものをみると、対面原は安子島・前田沢・堀之内・下伊豆島・高倉・日和田・早稲田の7カ村、広谷原は堀之内・下伊豆島・日和田・富田・片平・八山田・久保田・早稲田の8カ村の入会秣場で、吉美根原は西川・森宿・大桑原・越久の4カ村、小田倉原は小田倉・真船・熊倉・鶴生木の4カ村の入会秣場である⁽²⁾。秣場に入殖し開墾したのである。

秣場とは、本誌 No.478に記載したように、田畑の肥料や牛馬の飼料である草、燃料となる薪を刈り取るための場所である。

入殖状況

国営の安積開墾は、明治9年11月に大久保利通

第1表 秣場と入会村々

郡名	秣場名	入会村名
安積郡	対面原	安子島・前田沢
		堀之内・下伊豆島
		高倉・日和田
		早稲原
	広谷原	堀之内・下伊豆島
		日和田・富田
		片平・八山田
	四十壇原	久保田・早稲原
		駒屋・八幡
	牛庭原	鍋山
笹川・川田		
大蔵壇原	成田・岩瀬郡仁井田	
	荒井・小原田	
山田原	山口・多田野	
	大槻南原	
塩ノ原	大槻	
	山口	
駒屋北原	駒屋・川田	
	大槻	
湯ノ原	多田野・山口	
	大谷	
安達郡	青田原	荒井・青田
	西原	滝・梅田
岩瀬郡	下原	西川・稲村
	岡谷地原	白子
	吉美根原	西川・森宿
		大桑原・越久
	四十壇原	稲村・岩瀬
	滑沢原	松塚
西白河郡	小田倉原	大久保・大桑原
		小田倉・真船
	滑津原	熊倉・鶴生木
		滑沢・河原田
		北平山村
八幡原	中畑・松倉	
	二子塚・関和久	
十軒原	大畑・中畑	
	強葉・中畑新田	
	中畑・泉崎	
踏瀬	踏瀬・中畑新田	
	松倉	

内務卿の命を受けた高畑千畝・南一郎平が、開墾する場所を調査するため、陸羽地方を巡回し、その帰途に福島県を訪れたことに始まる⁽³⁾。西南戦争のため開墾政策は一時中断したが、大久保利通は、明治11年3月に、勸農局御用係奈良原繁を責任者として安積郡に派遣し本格的に開始した⁽⁴⁾。

年ごとに入殖者の人数を示したのが第2表である⁽⁵⁾。

最初に入殖したのは久留米士族で、久留米開墾社を結成して、明治11年11月12日に西田七蔵等6戸、同月20日に森尾茂助・測上浅吉が入殖し、同17年までに大蔵壇原に77戸、対面原に64戸が入殖した。

高知士族（土佐藩）は、明治14年から入殖を始め、高知開墾社を結成して、明治18年までに広谷

原に71戸、高知開墾協力組を結成して明治17年までに山田原に35戸が入殖した。

鳥取士族は、鳥取開墾社を結成して、明治13年4月9日に田中稲八・今井善次郎・広江一清等が、10月には今井鉄太郎・村上巖・坪内元暁・尾坂庄八、仙石吉衛等が入殖し、明治20年までに69戸が入殖した。

松山（愛媛）士族は、明治15年4月10日に山本正等13戸、同16年・17年に2戸ずつ牛庭原に入殖した。

岡山士族は、明治13年に小松（日置）健太郎、同14年に丹波常太郎・林鷹太、同15年に中根冷の4戸が対面原に入殖した。

管内からとして、元米沢藩士族・元二本松藩士族・若松士族・元棚倉藩士族が入殖した。

第2表 年次別入殖戸数

藩名	開墾社名	郡名	原野名	明治											合計	
				11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	戸		
久留米士族	久留米開墾社	安積郡	大蔵壇原	8	34	8	23	0	1	3					77	
			対面原	1	49	6	4			4					64	
高知士族	高知開墾協力組		広谷原				23	15	28	4	1				71	
			山田原				24	5	2	4					35	
鳥取士族	鳥取開墾社					8	32	15	5	8				1	69	
松山士族	愛媛開墾人							13	2	2					17	
岡山士族	岡山開墾人				1	2	1								4	
元鹿兒島藩	鹿兒島開墾人				1										1	
元静岡藩	静岡開墾人					1									1	
元米沢藩	米沢開墾人					1									1	
元天童藩	山形開墾人	西白河郡	滑津原					1						1		
元棚倉藩	棚倉開墾人	安積郡	対面原			2	25							27		
			岩瀬郡	西原					1						1	
			下原						1						1	
		西白河郡	岡谷地原								(1)					1
			滑津原					6	(1)	(1)	(1)					9
			小田倉原						(5)	(6)	(3)					14
		石川郡	沢井原					2							2	
元二本松藩	二本松開墾人	安積郡	対面原			11								11		
			安達郡	青田原					10						10	
		岩瀬郡	吉美根原				6	4(3)	1(3)	(3)	(1)				21	
			四十壇原				1								1	
			十軒原				1								1	
西白河郡	小田倉原					(1)							1			
若松士族	若松開墾人	安積郡	大槻南原			13								13		
			塩ノ原			6	4	2(2)						14		
			対面原			1									1	
			駒屋北原					3							3	
		湯ノ原						1							1	
		岩瀬郡	滑沢原							(1)					1	
		耶麻郡	山湯原					1							1	
岩瀬郡	吉美根原							(1)					1			
元湯長屋藩	湯長谷開墾人	岩瀬郡	下原					1	(1)					2		
元川越藩	川越開墾人	西白河郡	小田倉原						(3)	(1)				4		
元刈谷藩	刈谷開墾人		小田倉原						(1)					1		
元高田藩	高田開墾人		八幡原							(1)	(2)				3	
			十軒原								(1)				1	
		滑津原								(1)				1		
元静岡藩	静岡開墾人	岩瀬郡	吉美根原						(1)				1			
元静岡藩	静岡開墾人	西白河郡	小田倉原						(1)					1		
合計				9	84	37	154	75	84	47	9	1	1	500		

元米沢藩士族である石井貞廉は明治12年に桑野村に、有江之徳等は東北開墾社を結成して、明治16年に10戸が安積郡四十壇原に入殖した。東北開墾社の社長は立岩一郎、明治17年4月21日から有江之徳が勤めた。

元棚倉藩士族は、阿久津直重等27戸は棚倉開墾社を結成して、明治13年・14年に対面原に。米倉光義等6戸は明治16年に西白河郡滑津原に入殖した。

元二本松藩士族は、阿部正安・渡辺潤等11戸が二本松開墾協力組を結成して明治13年に対面原に、安保七郎等10戸は二本松開墾社を結成して明治16年に安達郡青田原に、佃政幸等10戸は明治15年・16年・17年に岩瀬郡吉美根原に入殖した。

若松士族の大関豊八等13戸は明治14年に大槻南原に、笠原豊吉等12戸は明治14年・15年・16年に安積郡塩ノ原に、春日土佐介は明治14年に対面原に、小平四郎等3戸は明治15年に安積郡駒屋北原に入殖した。

ほかに、鹿児島開墾人である白井矢七郎は明治13年に岩瀬郡吉美根原に、静岡開墾人である飯田定一は明治14年に牛庭原に入殖した。

明治15・16年頃までに西国からの入殖者は337戸、管内からは二本松藩・若松・棚倉藩等の困窮士族を救済するため104戸、他に鹿児島・静岡から2戸が入殖した。

当初の入殖予定者数

大久保利通は、入殖する戸数を2,000戸としていたが⁽⁶⁾、明治11年5月に大久保利通が暗殺されると、政策を引き継いだ伊藤博文や松方正義は、入殖戸数を大幅に減少させた。

明治13年8月12日に、福島県は松方正義内務卿に移住戸数を600戸で良いかどうかを伺い出ている。松方正義は、同年10月12日に平均300里（約1,200km）より600戸、1戸5人ずつの3,000人を移住させるよう指示している⁽⁷⁾。

入殖する藩と戸数は第3表のとおりである⁽⁸⁾。久留米士族が150戸・高知士族が120戸、鳥取士族80戸・松山士族40戸・岡山士族10戸の計400戸である。管内は180戸、予備20戸の合計600戸である。久留米・高知・鳥取・松山・岡山からの入殖者は約67%、管内は僅

第3表 入殖藩と戸数

藩名	戸数
	戸
久留米士族	150
高知士族	120
鳥取士族	80
松山士族	40
岡山士族	10
管内士族	180
予備	20
合計	600

か30%である。

西国からは、久留米・高知・鳥取・松山・岡山と入殖させる藩と戸数を記載しているのに対し、福島県では管内180戸とあるだけで、どの藩から何戸入殖させるか、具体的には記載していないのである。明治政府は、西国の久留米・高知・鳥取・松山・岡山の士族を優先的に入殖させようとしていたのである。

西国の入殖者不足を管内で補う

西国からの入殖者には、入殖を取り消す者・脱社・除戸・死亡等が続出した。

久留米士族は、入殖した者は141戸で9戸が取り消した。高知士族は、明治16年に110戸で打ち切ったが、さらに同18年に4戸が取り消し106戸となった。鳥取士族は、明治16年に67戸で打ち切ったが、同17年に美田豊・玉牧謙次郎の入殖が許可され69戸となった。松山士族は40戸が15戸に、岡山士族は10戸が4戸となり、入殖者は337戸で67戸が不足した。入殖者を600戸で進めてきたが集まらず、明治13年に100戸を減らし500戸とした。それでも入殖者が減ったのである。

西国や管内からの不足分を補うため、明治16年・17年・18年に管内や刈谷・高田藩などの士族を入殖させた。第2表の（ ）内の数字が補った人数である。

二本松開墾人を吉美根原に10戸、小田倉原に1戸。若松開墾人を塩ノ原に2戸、吉美根原に1戸、滑津原に1戸。棚倉開墾人を岡谷地原に1戸、滑津原に3戸、小田倉原に14戸。高田開墾人を滑津原に1戸、十軒原に1戸、八幡原に3戸。湯長谷開墾人を下原に1戸。川越開墾人を小田倉原に4戸。刈谷開墾人を小田倉原に1戸。静岡開墾人を小田倉原に1戸を入殖させた。

このように、久留米・鳥取・高知・松山・岡山士族の不足分を、若松藩・二本松藩・高田藩・湯長谷藩・棚倉藩・川越藩・刈谷藩・静岡藩の元士族を入殖させたのである。

入殖者は自由民権運動家

明治政府は、なぜ西国の士族を優先的に入殖させたのであろうか。それは、自由民権運動と大きく関係している。

自由民権運動は、明治7年に板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣等が民撰議院設立建白を政府に提出し、薩長藩閥の専制政治に反対する

近代民主主義運動である。当初は不平士族の運動であったが、次第に豪農や一般農民・都市民も加わり、国会開設、租税軽減、条約改正、地方自治権の確立を要求した⁽⁹⁾。

薩長藩閥政治を反発する士族は、明治7年に佐賀の乱、明治9年に萩の乱、明治10年に西南戦争を起こした。久留米士族の入殖はそのような時に行われた。

さらに、民撰議院設立建白書が、政府によって却下されると、板垣退助等は高知に立志社を結成したのをはじめ、各地に政治結社が組織された。福岡に堅志社・強忍社、鳥取に共立社等が結成された。高知士族や鳥取士族の入殖は、このような時期に行われたのである。

久留米藩は尊攘派の拠点の一つで、七生隊や応変隊を組織して明治政府と対立していた。そのようななか久留米藩難事件が起こった。久留米藩難事件とは、明治3年に山口において奇兵隊の反乱事件が起き、指導者の大楽源太郎が久留米藩内に逃れて来た。応変隊は源太郎を匿い逃走の手助けをしようとした。しかし、明治政府や山口藩の追求が厳しく、災いが久留米藩主に及ぶことを恐れ、翌4年3月に筑後川河畔において源太郎を殺害した。この事件が発覚し関係者が処分された。処分者に元応変隊隊長の森尾茂助や川口誠夫・太田茂・石橋六郎・吉富門蔵等がいる。森尾茂助・川口誠夫・太田茂は禁獄7年、石橋六郎は禁獄3年、吉富門蔵は禁獄1年を言い渡された。明治10年に西南戦争が起ると、森尾茂助等は政府軍に協力することを条件に釈放され、西南戦争後に赦免となった。大久保利通は国営の安積開墾に久留米藩難事件の関係者を勧誘した。利通の勧誘を受けた森尾茂助は、東京に来ていた中条政恒に会い、意を決し郷里久留米に帰り同志を募った。久留米士族141戸が久留米開墾社を結成して大蔵壇原と対面原に入殖した。入殖者のなかに久留米藩難事件で処分された森尾茂助・川口誠夫・井上達也・松村雄之進・太田茂・井上敬助・吉富安之助等がいる。元応変隊隊長であった森尾茂助は久留米開墾社の副社長、吉富安之助(門蔵)は監督係、松村雄之進は出納係を勤め、久留米開墾社の要職に就いているのである。他にも応変隊に参加していた人達が大蔵壇原や対面原に入殖したと見られる⁽¹⁰⁾。

高知は最も自由民権運動が盛んな所の一つで、立志社の他にも南獄社・南洋社・有信社・修立社・共行社・発陽社等がある。共行社は明治13年

10月に立志社から分派し、共行社の社長に水野寅次郎が就任した。その後、共行社は安積郡の開墾地に入殖する社員と、政府系の政党に接近する社員に分かれた。社員の桐島祥陽は政府系政党に接近し、社長の水野寅次郎は高知藩出身の政府高官佐々木高行と謀り、社員を安積郡の開墾地に入殖させた。水野寅次郎は入殖しなかったが、立志社から分離してわずか3カ月後の明治14年1月に大島義晴、同年3月に筒井秀勝が広谷原に入殖し、18年までに高知士族70戸が対面原に入殖した。入殖者のうち52戸が共行社の社員である。共行社の分離は、立志社の分断と勢力を削ぐことにあるのである⁽¹¹⁾。

鳥取には、共応社・共斃社・愛護会・共立社の政治結社が組織されていた。鳥取士族は鳥取開墾社を結成して69戸が広谷原に入殖した。そのうち29戸が共立社に属していた。

明治13年11月10日に国会期成同盟第2回大会が東京で開かれた。2府22県の同盟各社の代表64名が13万余名の署名を携えて参加した⁽¹²⁾。今井鉄太郎は妻を伴い、仙石吉衛・坪内元暁と一緒に、東京で開かれた第2回大会に出席してから開墾地である広谷原に入殖した⁽¹³⁾。今井鉄太郎は鳥取開墾社の頭取、坪内元興(元暁の兄)は副頭取、仙石吉衛は幹事を勤めている。

このように、明治政府は久留米・鳥取・高知・松山・岡山士族を優先的に入殖させた。久留米・高知・鳥取に見るように、開墾に入殖したのは自由民権運動の活動家である。明治政府は、薩長藩閥の専制政治に反対する不平士族や、国会開設請願運動する政治結社の分断を謀り勢力を裂くため、遠く離れた開墾地に入殖させたのである。

註

- (1) 福島県庁文書 F2705・F2012
- (2) 福島県庁文書 F2140・F2509、矢部洋三『安積開墾の展開過程』
- (3) 『福島県開墾志』(『郡山市史』9所収)
- (4) 矢部洋三『安積開墾政策史』
- (5) 福島県庁文書 F2705・F2012
- (6) 矢部洋三『安積開墾政策史』
- (7) 福島県庁文書 F2473
- (8) 福島県庁文書 F2509
- (9) 吉川弘文館『国史大辞典』7
- (10) 鈴木しづ子「安積開墾入殖士族の政治的背景」(『中条政恒 安積事業誌－翻刻と研究－』所収)
- (11) 矢部洋三『安積開墾の展開過程』
- (12) 福島県庁文書 F2706

私の研究



ミライにつながる自然体験活動の可能性 ～子ども×自然×保育＝生きるよろこび？～

庄子 佳吾 (しょうじ けいご)

桜の聖母短期大学生生活科学科
福祉こども専攻こども保育コース
講師



1. はじめに

“なんのために 生まれて なにをして 生きるのか こたえられないなんて そんなのは いやだ！”

誰もが一度は耳にしたことがあるアンパンマンの主題歌「アンパンマンマーチ」の歌詞です。非常に難しい問いであり、人が生きていく上で問い続けるものかもしれません。私は、自身の専門分野である青少年教育や野外教育、これらをブレークダウンした自然保育が、この問いの「解」を導くための道しるべのひとつになると考えています。

(1) 青少年教育とはなにか

そもそも「青少年教育」とはどのような教育を指すのでしょうか。それを考える上では、対象となる「青少年」とは何かを一定程度定義する必要があります。

内閣府の『子供・若者白書』にある各種法令等

による青少年の年齢区分によれば、概ね18～35歳未満の者がそれにあたります。中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」では、乳幼児期から概ね30歳未満の者を対象としており、本稿における「青少年」の定義並びに私の専門分野の対象もこれに準拠しています。

そして、青少年教育とは元来、青少年に対する総合的な人間形成を目的に学校以外の場所で行われる教育として、社会教育の一領域として位置付けられ、主に自然体験をはじめとした各種体験活動を中心とした学習展開がなされてきました。昨今では、社会的に困難を有する青少年を対象としたアプローチだけでなく、全ての青少年を対象とした教育機会の創出を目指し、学校教育と連携した取り組みがなされています。

(2) 野外教育とはなにか

続いて、「野外教育」とはどのような教育を指

すのでしょうか。野外教育は国内外を問わず、非常に広範な概念を指しており、様々な定義があります。日本では、文部科学省の「青少年の野外教育の充実について」にて、「自然の中で組織的、計画的に、一定の教育目標を持って行われる自然体験活動の総称」とあります。よって、野外教育は、自然体験活動を取り扱う教育領域であり、前述した青少年教育における体験活動と関係していると考えられます。そして、野外教育では対象や活動内容、実施主体によって多様な目標がありますが、いずれにせよ五感など直接的な体験学習過程を経た学びであることは共通しています。こと青少年を対象にしたものであれば、青少年の「生きる力」¹⁾を育むために有効な手立てであると定義されています。

(3) 自然保育とはなにか

これまで見てきたように、青少年教育と野外教育は関連した教育領域といえます。それでは、これらをブレイクダウンした「自然保育」とはどのような保育（教育）を指すのでしょうか。

自然保育とは、自然環境や地域資源を活用し、乳幼児の直接的な体験活動を積極的に取り入れた

保育を指します。前述したように、青少年教育、野外教育といった領域が存在しているにもかかわらず、なぜ保育に限定している領域があるのでしょうか。これには、OECD（経済協力開発機構）が“Starting Strong（人生の始まりこそ力強く）”として発表している保育白書²⁾やノーベル経済学賞を受賞したヘックマン³⁾の“幼少期における教育への投資は経済効果が高い”といった報告などを受け、世界的に乳幼児教育・保育が注目されていることが背景として挙げられます。また、日本の保育では従来、自然環境との関わりを重視しており、2017年の保育に関わる幼稚園教育要領、保育所保育指針などの3法令改訂において「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に「自然との関わり・生命尊重」として関連内容が明記されるなど再評価されていることから、新たな時代に求められる教育として提起されています。

以上を総合すると、私の専門分野は図表1のようなイメージとなり、現在は保育者養成校において、これらを活かした教育研究活動を行っています。

図表1 私の専門分野（イメージ図）



2. 子どもの体験活動の現状

私の専門分野の紹介にもありますが、子どもの自然体験活動は「生きる力」を育むのに有効であるとされていたり、文部科学省の第3期教育振興基本計画でも「子供たちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう、様々な体験活動の充実を図る」等に重要性が明示されていたりしています。これらの背景には、往々にして「今の子どもには自然体験、生活体験などの様々な体験が不足している」という指摘がみられます。果たして、本当に子どもの自然体験や体験活動は不足しているのでしょうか。

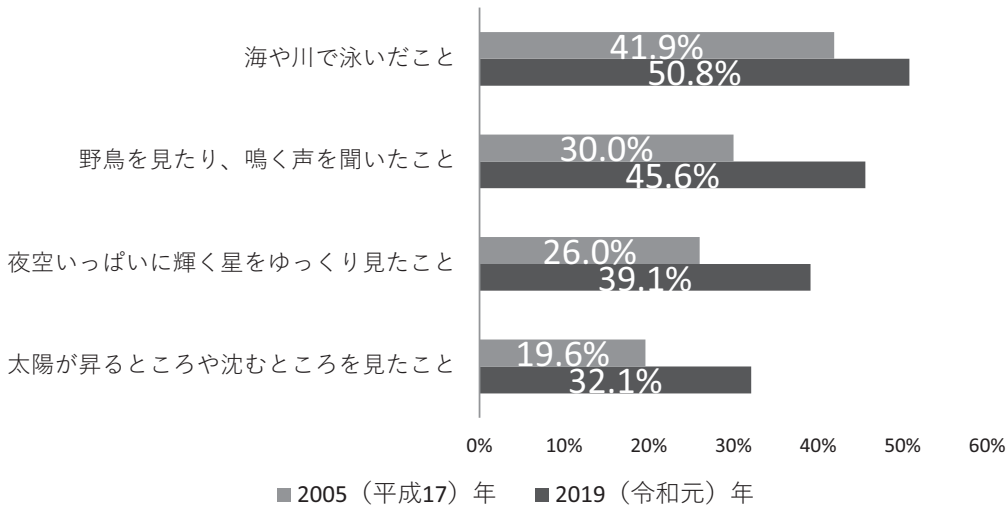
国立青少年教育振興機構の「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」（2021）によると、2005（平成17）年から2019（令和元）年にかけて子どもの体験活動は増加傾向が示されています。たとえば自然体験では「海や川で泳いだこと」が「何度もある」と回答した子どもは、41.9%から50.8%、「野鳥を見たり、鳴く声を聞いたこと」では30.0%から45.6%、「夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たこと」では26.0%から39.1%、「太陽が昇るところや沈むところを見たこと」

では19.6%から32.1%に増加していることが明らかになっています（図表2）。同調査では、他にも子どもの生活習慣やお手伝い、家族との関わりなどについて調査しており、減少傾向がみられる項目もあるものの、2005年から2019年にかけて、全体としては概ね増加傾向にあることが明らかになっています。よって、これらを見る限りでは、子どもの自然体験や体験活動は増加傾向にあるといえます。

一方で、全国の学生・社会人を対象に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が2021年に実施した「『早寝早起き朝ごはん』の効果に関する調査研究」を再分析した結果をみると、子どもの頃の自然体験は年代が若くなるほど少なくなっている傾向が示されています（図表3）。図表の縦軸は上から50代以上、40代、30代、20代以下の年齢区分に、横軸は自然体験が多い群、中程度の群、少ない群という3つのグループに分けています。同調査の再分析結果として、他に、友達との遊び、地域での活動、動植物とのかかわりといったカテゴリーがありますが、概ね同様の傾向がみられています。

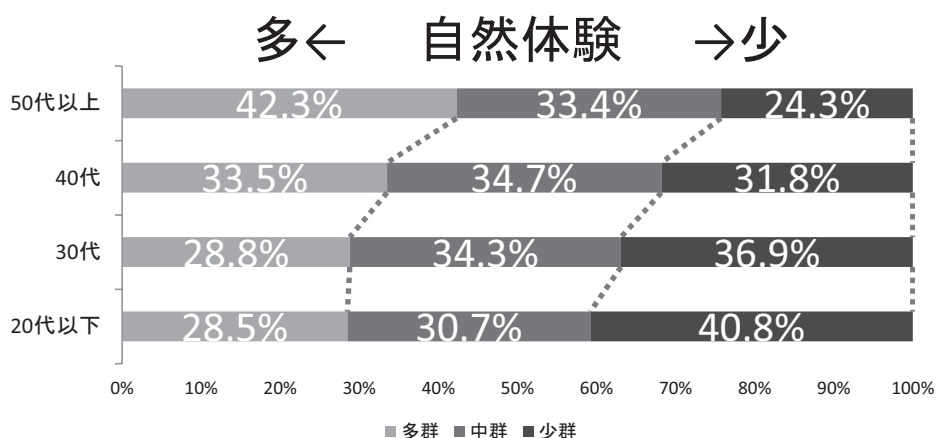
これらの結果を総合すれば、子どもの体験は社

図表2 子どもの自然体験の経年比較



出典：国立青少年教育振興機構（2021）「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」より筆者作成

図表3 年代別にみた子どもの頃の自然体験の多寡



出典：「早寝早起き朝ごはん」全国協議会（2021）『「早寝早起き朝ごはん」の効果に関する調査研究』より筆者作成

会の変化に合わせて多様化し、体験の「量」は増えているものの、「自然の中で友達と遊び込む」といった「質」が低下していることが「今の子どもは体験不足」といわれている所以と考えられるのではないのでしょうか。

3. 子どもの自然体験活動を支える保育者養成

「自然体験の重要性」が主張されるということは、一昔前は「あたりまえ」だった近所の自然の中で伸び伸びと遊ぶこと、友達と「遊び込む」ことの大切さが見直されたともいえます。国土緑化推進機構⁴⁾は、幼児期の自然体験活動は「生きる力」を育むのに適しており、そこには「心動かされるような体験」と「挑戦的な活動」ができる環境が必要と指摘しています。

前述にもありますが、なぜ自然体験が「生きる力」を育むのでしょうか。それは五感などを通して直接体験をすることによって、失敗や成功を繰り返したり、人工物では感じられない自然の不思議を感じ取ったり、命にふれる機会が豊富にあるからです。このような体験は、子どもたちの、頑張る、諦めない、粘り強い、好奇心があるなど「心の動き」に関わる力を育みます。これらは目に見

えない力「非認知能力」とも呼ばれ、AIなどによる社会変革が大きく進展している社会において求められている力ともいえます。特に、乳幼児期は子どもの発達の個人差、体験の違いが大きく、運動機能・知的機能、対人関係も著しい成長を遂げる時期になっています。感性の成長が著しい幼児期に自然体験をはじめとした様々な原体験を得ることは、豊かな人間性・社会性を育む上で大切な基盤となることが明らかになっていることから、子どもの体験を支える保育者の役割はより一層重要なものと考えられるでしょう。しかしながら、実際には「若い保育者や保育者を志望する学生において、自身の生活体験や自然体験が不十分なことが保育現場への自然体験活動普及の妨げになっている」といった指摘もあり、その^{かんげき}間隙を埋める教育が従来よりも求められているといえます。

では、保育者養成段階で取り組むべき支援の在り方とはどのようなものなのでしょうか。私が実施した研究⁵⁾では、保育者養成校の学生の体験活動の実態において、自然体験をはじめとする量的な面での不足はみられなかったものの、種類や内容といった質的な面が不足していると考えられました。また、幼児にとっての体験や遊びに対し

て、学生は特に「体験や遊びの教育的意義」や「戸外遊びや自然体験による育ち」に注目していることが分かりました。よって、保育者養成校の学生には一定の体験の素地があることを認識した上で、直接体験を通して体験活動の意義や知識、基本的な指導技術を学ぶことが有効であると考え、フィールドワークなどを積極的に取り入れた教育実践を行っています。

4. おわりに

ユニセフ・イノチェンティ研究所⁶⁾が先進国の子どもを対象に実施した調査において、日本の子どもの幸福度は身体的健康が1位でありながら、精神的幸福度は37位という最下位に近い結果でした。日本のデータはないものの、同調査では「より多く外で遊ぶ子どもの方がより幸せである」という結果も示されており、外遊びの機会は子どもの幸福度に関係することが明らかになっています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子どもたちを取り巻く環境や体験は急激に変化、心身に大きな影響をもたらしています。このような状況下だからこそ、私はすべての子どもたちに豊かな自然体験活動の機会を創出し、“生きるよろこび”を感じられる社会の実現を目指していきたいと思っています。

引用文献・注

- 1) 「生きる力」とは「自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する能力」「自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」とされている（文部省編（1996）21世紀を展望した我が国の教育の在り方について・中央教育審議会第1次答申。ぎょうせい。20-21.）。
- 2) OECD（2017）*Starting Strong V.*
<http://www.oecd.org/publications/starting-strong-v-9789264276253-en.htm>
- 3) ヘックマン, J. (2015) 幼児教育の経済学（古草秀子訳）。東洋経済新報社。（Heckman, J. J. (2013) *Giving Kids a Fair Chance*. Cambridge MA: The MIT Press.）
- 4) 国土緑化推進機構（2018）森と自然を活用した保育・幼児教育ガイドブック。風鳴舎。
- 5) 庄子佳吾・及川未希生（2020）保育者養成校における学生の体験活動に関する一考察：体験活動の実態と計量テキスト分析からの検討。盛岡大学短期大学部紀要, 31（44）, 55-69.
- 6) Gromada, A. & Rees, G. & Chzhen, Y. (2020) *Worlds of Influence: Understanding What Shapes Child Well-being in Rich Countries*, Innocenti Report Card No.16, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

<プロフィール>

1989年宮城県仙台市生まれ。2011年千葉大学教育学部生涯教育課程卒業、2018年東北大学大学院教育学研究科総合教育科学専攻博士前期課程修了。

2011年独立行政法人国立青少年教育振興機構専任職員、2019年愛知文教女子短期大学助教、2020年同講師等を経て、2021年4月より現職。

専門分野は青少年教育、野外教育、自然保育。

これまでに、宮城県栗原市立花山小学校協働教育推進委員会委員、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会「早寝早起き朝ごはん」の効果に関する調査研究会委員などを歴任。現在、福島県子ども里山・自然保育活動推進検討会委員、大学間連携共同教育推進事業「学士力養成のための共通基盤システムを利用した主体的学びの促進」運営評議会幹事、日本自然保育学会特任理事など。



企業法務セミナー

連帯保証人による 建物賃貸借契約解除、明渡代行

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

当社は、従業員が建物を借りる際の連帯保証人を準備できない場合に、連帯保証人になることがあります。従業員が家賃を数カ月分滞納しても貸主が賃貸借契約を解除しない場合、当社が賃貸借契約を解除し借主である従業員に代わって建物を明け渡すことができるでしょうか。

1 建物賃貸借契約における連帯保証人の立場

借主が家賃の支払いを怠ったため貸主が連帯保証人に滞納家賃の支払いを求め、連帯保証人が家賃を弁済するような場合、家賃の回収はできているので貸主が直ちには賃貸借契約を解除しないことがあります。

連帯保証人は、賃貸借契約を解除し建物明渡を求めよう貸主に対しお願いしたり、建物から退去するよう借主に対し求めたりすることはできますが、法的根拠に基づく要求ではないので貸主、借主が応じてくれなければそれまで、借主が所在不明になってしまうと、連帯保証人は家賃を支払い続けながら借主に求償することはできないという踏んだり蹴つたりの目に遭う可能性があります。

だからといって、連帯保証人が勝手に借主の建物内の物品を運び出すような自力救済は許されません。

2 連帯保証人による建物賃貸借契約解除及び建物明渡代行の可否

連帯保証人が賃貸借契約を解除できるかとの点について、原則として契約当事者以外の者が契約の解除権を持つことはありません。

連帯保証人が弁済することにより債権者に代位するとしても、債務不履行に基づく解除権については債権者のみが行使することができることとされており（民法502条4項）、連帯保証人が借主の滞納家賃を弁済しても、賃貸借契約の解除権を行使することはできません。

もっとも、契約自由の原則からすれば、貸主、借主、連帯保証人の3者の合意により一定の条件のもとに連帯保証人に賃貸借契約の解除権を付与することは許容される余地があります。

また、連帯保証人による建物明渡の代行については、自力救済禁止の潜脱となる無限定な自力救

済を認める条項は許容されないにしても、3者の合意により一定の条件のもとに連帯保証人に明渡代行権限を付与することは許容される余地があります。

この点に関し、借主が行方不明等の理由により家賃等を滞納した場合の賃貸借契約の解除権、明渡の代行及び建物内に残された動産物の処分権を連帯保証人と家賃債務保証業者に与え、貸主と連帯保証人または家賃債務保証業者の合意により行使されたとしても借主は一切異議を申し立てないとする条項（いわゆる「追い出し条項」）について、請求自体についての判断ではありませんが、家賃債務保証業者以外の、通常、借主との間で一定の信頼関係があると考えられる個人の連帯保証人に解除権、明渡の代行及び残置動産の処分権を付与する条項は、個人の連帯保証人の家賃支払債務が過大になるのを防止することを目的としており、当該条項を借主が明確に認識したうえで契約を締結したものであれば、当該条項が信義則に反して借主の利益を一方的に害するものであるということとはできず消費者契約法10条に該当しないとの考え方を示した裁判例があります（大阪高裁平成25年10月17日判決）。

また、家賃債務保証業者Aの家賃債務保証契約において、借主が支払を怠った賃料等及び変動費の合計額が賃料3カ月分に達したときは、Aが無催告で賃貸借契約を解除することができるとした条項につき、3カ月分以上の賃料不払いという事実は賃貸者契約と自社の信頼関係を大きく損なう事情であり、無催告の解除が不合理とはならない事情がある場合の借主の不利益の程度はさして大きくなく、無催告解除の要件を満たす場合に貸主ではないAが解除権を行使し得るとしても借主が受ける不利益の程度は限定的であるとし消費者契約法10条に該当しないとした裁判例があります（大阪高裁令和3年3月5日判決）。

同判決において、裁判所は、同契約中の借主が賃料等の支払を2カ月以上怠り、Aが合理的手段

を尽くしても借主本人と連絡が取れない状況の下、電気・ガス・水道の利用状況や郵便物の状況から本件建物を相当期間利用していないものと認められ、かつ本件建物を再び占有使用しない借主の意思が客観的に看取できる事情が存するときには、借主が明示的に異議を述べない限り、これをもって本件建物明渡があったものとみなすことができるとし、この場合に本件建物内に残置した動産類を貸主及びAにおいて任意に搬出、保管することに借主は異議を述べないとする条項についても、既に借主の建物に対する占有権が消滅しているものと認められる場合に明渡があったものとみなし、賃貸借契約が継続している場合はこれを終了させる権限を付与する規定であり、残置動産の搬出を許容することで借主は現実の明渡をする債務を免れ、賃料相当損害金等の更なる支払義務を免れるという利益を受けること、借主が異議を述べさえすればAの当該行為を阻止することができることなどから消費者契約法10条に該当しないと判示しています。

3 本件の場合

現に従業員が生活を続けているなど従業員による建物の占有が残っていることが明らかな状況では、当社が賃貸借契約を解除、明渡代行をすることはできないと解されます。

しかし、従業員が建物に戻らず長期間所在不明となっているような場合は、貸主、当社、従業員の間で3カ月以上の賃料滞納など貸主による賃貸借契約の債務不履行解除が可能となる状況における賃貸借契約解除権を当社に付与し、従業員が建物を占有する意思を最終的かつ確定的に放棄したと客観的に看取できる事情があるときに任意に建物内の残置動産を搬出する権限を当社に付与するという条項を契約書に加えておけば、当社が賃貸借契約を解除し、従業員の残置物を建物から搬出をすることは許容される余地があると解されます。

改正電子帳簿保存法への対応について —電子取引

高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」とする）」の改正が行われ令和4年1月1日施行されました。

6月号では改正電子帳簿保存法の内容は①電子帳簿保存②スキャナ保存③電子取引の3つに分けられる旨を確認しました。このうち電子帳簿保存とスキャナ保存については電子帳簿での保存を希望する納税者が対応する事項であるのに対して電子取引に係る規定は全ての事業者が適用すべき義務であると言えます。本稿では電子取引に係る取引情報の保存要件について確認し、改正電子帳簿保存法に則った保存の方法について理解したいと思います。

〔質問1〕

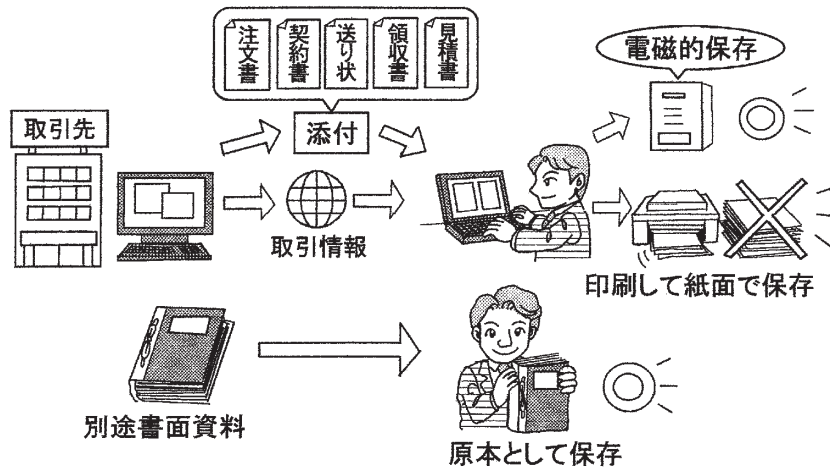
電磁的記録による保存が必要となる電子取引とはどのような取引が教えて下さい。

〔回答〕

「電子取引」とは取引情報の授受を電磁的方法により行う取引を言います。この取引情報とはビジネスにおいて受領・若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項を言います。つ

まりインターネットによる取引や電子メールにより取引情報を授受（添付ファイルによる場合を含む）する取引が電子取引に該当します。

このうち、別途書面の資料がやり取りされるものについては書面を原本として保存することが認められますが、書面資料が無く電磁的方法による伝達のみである場合には電磁的記録のまま保存することが必要となります。電子帳簿保存法の改正前まで認められていた電磁的記録を印刷して保存する方法は認められなくなるため注意が必要です。



〔質問2〕

電子取引に係る取引情報を電磁的記録のまま保存する場合の保存要件について教えてください。

どのように書面に印刷したものを保存することは認められず、電磁的記録のまま保存を行う必要があります。また、電磁的記録の保存等に当たっては、以下の4つの要件を満たす必要があります。

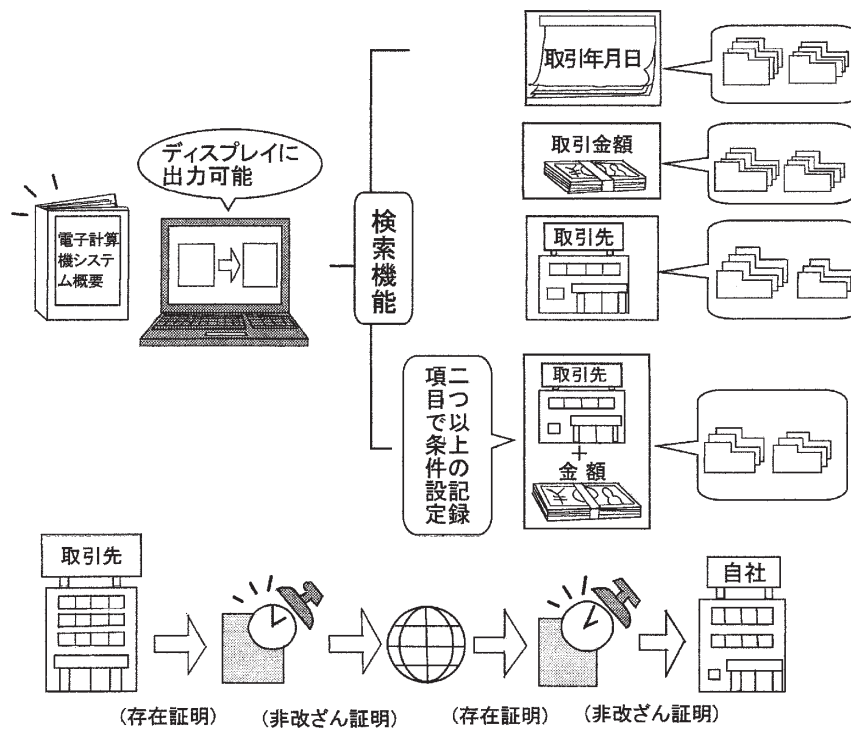
〔回答〕

電子取引の取引情報を保存する場合、これま

【電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件】

要件	内容
① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備え付け	自社開発のプログラムを使用する場合のみ必要な要件です。市販の請求書保存ソフト等による場合にはオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能で要件を充足することが一般的です。
② 見読可能装置の備え付け等	電磁的記録を肉眼で確認可能とするためにディスプレイ等へ出力可能として必要があります。パソコンが利用できている状態であれば問題ないものと思われます。
③ 検索機能の確保	以下の条件で検索が可能な状態で保存する必要があります (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索条件とした検索 (2) 日付又は金額に係る記録項目についてその範囲を指定して条件設定できる (3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件設定できる
④ 訂正削除等改ざん防止に係る措置の確保	以下のいずれかの条件を満たすこと (1) タイムスタンプ（*1）が付与されたデータを受領する (2) 速やかにタイムスタンプを付与する (3) データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用する (4) 訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定・運用・備付け

*1 タイムスタンプとは、タイムスタンプに刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたこと（存在証明）と、その時刻以降、当該文書が改ざんされていないこと（非改ざん証明）を証明するものです。総務省の「タイムビジネスに係る指針」に基づき一般財団法人日本データ通信協会により認証を受けた事業者がサービス提供を行っています。無料のPDF閲覧ソフトの機能により自ら付与することも可能です。



なお、消費税法上の基準期間（その事業年度の
前々事業年度）における売上が1,000万円以下
の事業者については上記③「検索機能の確保」が
不要とされています。

【質問3】

夫婦2名のみで事業を営んでいる個人事業主
ですが、特別な請求書等保存ソフトは使用して
いません。一般的なパソコンのみで電子取引に
係る取引情報の電磁的記録保存に対応するた
めにはどのようにすればよいでしょうか。

【回答】

ビジネスで使用する一般的なパソコンのみで質
問2の回答で示した電磁的記録の4つの保存要件
に対応する場合について考えてみましょう。特別
なソフトウェアを利用していないとのことなので
①システム概要書の備え付けは不要となります。
また、一般手続的なパソコンを利用しているとの
ことですので、②見読可能装置（ディスプレイ等）

の備え付けも問題ないものと思われます。

③の検索機能の確保については、パソコン内に
電子取引の取引情報保存用のフォルダを作成し、
以下の例のように請求書等データのファイル名称
を「年月日」「取引先名」「金額」として年度ごと
に保存することで、フォルダ内の検索機能が利用
できますので、データの検索機能要件を満たすも
のと考えられます。

(例)：2022年8月1日に(株)〇〇商事から仕入れた
100,000円の商品
→ファイル名「20220801_株式会社〇〇商事
_110,000」

最後に④訂正削除等改ざん防止に係る措置につ
いては、入手したデータが改ざんされていないこ
とを証明するためにタイムスタンプを付与する場
合には有償のサービス提供者に依頼するか無料
ソフトを利用して自ら付与する方法がありますが、
パソコンやソフトウェアによほど詳しくない限り
は「訂正削除の防止に関する事務処理規定」を策

定して従う方法が現実的と言えるでしょう。なお、規定のサンプルについて国税庁のHPからダウンロードが可能となっています。

(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>)

(2022年7月1日時点国税庁HP電子帳簿保存法関係参考資料各種規定のサンプル)

〔質問4〕

電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存した場合、その書面は税務調査においてどのように扱われるのでしょうか。

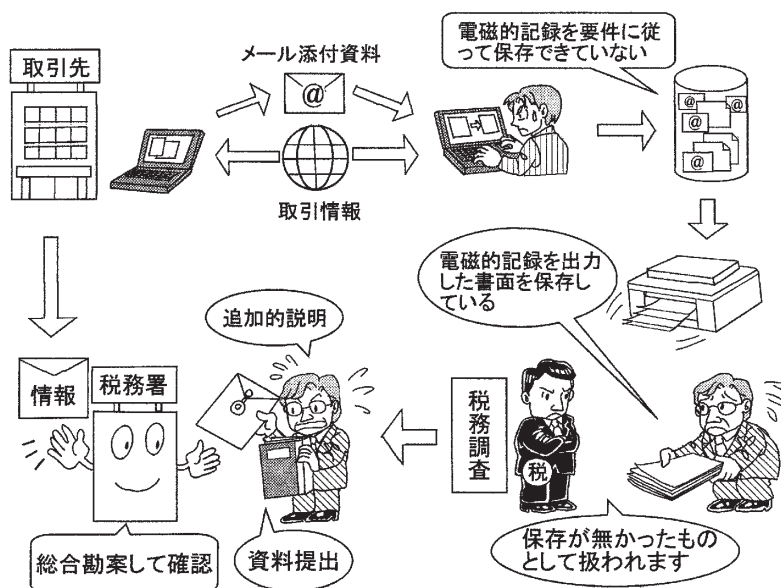
〔回答〕

法人税及び所得税においては、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面を保存している場合において、その要件に従って保存がされていない電磁的記録や出力した書面等は、他者から受領した電子データとの同一性が担保されないことから保存が無かったものとして扱われます。ただし、その申告内容の適正性については、

税務調査において納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。このためデータの保存が無いことのみで即座に青色申告の承認が取り消されたり申告内容が不正確なものとして否認されるというわけではありません。

なお、消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、電子帳簿保存法の改正後も引き続き、その電磁的記録を出力した書面による保存が可能とされています。

以上の通り、改正電子帳簿保存法のうち、電子取引に係る取引情報の電磁的記録保存については特段の追加コストを払わず、一般的なパソコンのみでも対応が可能であることが確認できました。しかしながら、電子化・ペーパーレス化の動きは業界を問わず様々な分野で進んできています。10月号では電子帳簿保存法の内容から、より積極的に帳簿全体の電子化やスキャナ保存による文書のペーパーレス化に取り組む場合について必要な対応を確認してみたいと思います。



県内復興・経済日誌（2022年6月）

1日

《「いわきサンマリーナ」11年ぶり再開》

東日本大震災の津波で被災したいわき市泉町の「いわきサンマリーナ」が、海上の係留設備が整ったことから、11年ぶりに運営を再開した。保管艇が来港し、係留が始まった。

3日

《いわき市に「園芸ギガ団地」整備》

JA 福島さくら（本店・郡山市）は、野菜や花卉などの園芸作物の農地を集約して効率的に生産を拡大する「園芸ギガ団地」をいわき市に整備する方針を固めた。JA グループ福島が昨年11月に打ち出した「ふくしま園芸ギガ団地」構想において県内初の団地となり、早ければ来年度から長ネギの作付けを始める見通し。

10日

《浪江町で食料品等の移動販売開始》

浪江町で食料品や日用品の移動販売が始まった。双葉町でも13日から移動販売を開始した。避難指示区域が残る2町にはスーパーなどがないため、浪江町、双葉町とイオン東北（秋田市）、トヨタ自動車（愛知県）4者の協定締結により、買い物に困っている住民らを支援し、帰還を促したい狙いがある。

12日

《葛尾村、居住再開》

政府は、東京電力福島第一原発事故に伴い、県内7市町村で残る帰還困難区域のうち、葛尾村の一部区域の避難指示を解除した。除染で放射線量が下がり、インフラ整備も進んだことから決定した。帰還困難区域での居住を目的とした解除は初めてとなる。原発事故から11年3カ月を経て、帰還できなかった住民の暮らしが再開された。

14日

《スキー場入り込み3割増》

県が公表した2021～2022年シーズンの県内スキー場別入り込み数によると、19スキー場での合計は814,685人、新型コロナウイルス感染症拡大により低迷していた昨シーズンの634,638人から180,047人（28.4%）増えた。県は積雪量が増えたことで、営業期間も長くなったことが入り込み数の増加につながったとみている。

17日

《風力発電保守技術者育成施設、開設》

一般社団法人ふくしま風力 O&M アソシエーション（広野町）は、福島市飯坂町の旧茂庭小に風力発電のメンテナンス技術者の育成施設「FOM アカデミー」を開設した。風力発電関連産業は、技術者のトレーニング施設が少なく、人材不足が指摘されている。国際水準の安全・技術トレーニングを提供する場として廃校になった小学校を取得し、新設した。

《福島空港レンタカー割引》

福島空港開港30周年イベントとして、県外からの誘客促進を図る「福島空港1,000円レンタカーキャンペーン」が始まった。キャンペーン期間は来年2月末まで。福島空港の航空便を往復で利用し、県内の宿泊施設に宿泊する人が対象で、福島空港にあるレンタカー会社からコンパクトクラスの車を借りる際、最初の24時間の基本料金が1,000円（税込み）となる。

18日

《クワガタサミット開幕》

第1回全国クワガタサミットが、田村市常葉町で開幕した。地域の豊かな自然をアピールするとともに、クワガタを始めとした多種多様な生き物がすむ里山を次世代に受け継ぐ機運を高める。初日は開会式と事例発表、昆虫生息調査を行った。最終日の19日は「昆虫の聖地」宣言を発表した。

24日

《2021年度、県内への移住世帯数1,532世帯》

県は、昨年度の県内への移住者が1,532世帯2,333人となり、2006年度の調査開始以来、最多となったと発表した。コロナ禍で首都圏の若者を中心に地方移住の動きが強まったことが要因とみられる。

30日

《大熊町の復興拠点、避難解除》

東京電力福島第一原発事故に伴う帰還困難区域のうち、大熊町の特定復興再生拠点区域（復興拠点）の避難指示は解除された。復興拠点はかつての町中心部を含み、町人口の約6割が住民登録している。解除で更なる復興の加速化や住民の帰還が期待される。

● 経済用語・データのいみ ●

「パーパス経営」

昨今、新聞や経済誌などで「パーパス」というキーワードをよく目にします。今回は、ビジネスの世界で注目を集める「パーパス経営」について説明します。

1. パーパス経営とは

パーパス (Purpose) は、直訳すると「目的・意図」を指す言葉ですが、ビジネスの世界においては、社会に対する「志」または「存在意義」を意味することが一般的です。このパーパスを軸にして企業活動を行い、社会に対して貢献していくことを「パーパス経営」といいます。

2. 注目される背景

近年、パーパス経営が注目される背景の一つとして、SDGs や脱炭素といった社会問題に対する世界的な意識の高まりによって、消費者の価値観が変化したことが挙げられます。エシカル消費と呼ばれる社会や環境に配慮した消費行動がその一例といえます。

また、ミレニアル世代 (1980~1990年代前半生まれ) 以降の人たちは、消費行動に限らず、就職先の選定においても企業の社会的な取り組み、仕事における自身の存在意義 (働きたい) を重視する傾向が強いといわれ、人材確保の面において雇用条件などの待遇面と同等に重要なテーマになりつつあります。さらに、投資家の間でも環境・社会・ガバナンスを重視した ESG 投資が世界的に広まっています。

このような背景に加え、不安定な国際情勢、度重なる自然災害、コロナ禍などによって、レジリエンス (困難に対する回復力・復元力・しなやかさ) を高めるため、利益追求型の経営からパーパス重視の経営にシフトする企業が増加しています。

3. パーパス経営の特徴

パーパス経営の一番の特徴は、志・存在意義といったパーパスを経営・事業の最上位または中心に置き、実現したい未来に向けて、企業活動や社員の働きの原動力とするものです。従来から「社会貢献」といった視点が企業理念や経営ビジョンの中に組み込まれているケースも少なくありませんが、その多くは CSR の視点で顧客・投資家などのステークホルダーを対象に企業活動の一部で取り込まれる施策などが多いと考えられます。

「この指とまれ」と掲げたパーパスに誇りをもって働く人材が集まり、さらに志を共有する消費者・取引先・地域の人々などが共鳴していくことで、急激な環境変化に対するレジリエンスを強化し、SDGs など社会全体の課題解決を実現することが期待されます。

閑話ひとつ

昨今、「顔認証」という技術が生活のあらゆる場面で目にするようになってきています。

「顔認証」のシステムは、多層の人工ニューラルネットワーク (= 神経網) を用いたディープラーニング (= 深層学習) の技術により、カメラに写った顔画像をデータベースと照合することにより識別する人工知能 (= AI) の典型です。

プライバシーとの関係から、これを犯罪捜査などに活用することの是非については様々な議論が継続されていますが、すでにオフィスや会員制フィットネスジムなどへの入退室管理に加え、スマートフォンの本人認証等にも活用されており、今後は買物のレジや駅の改札において、電子マネーに代わって「顔で決済」という時代が、もう間もなく到来しそうです。たしかに、財布やスマホは家に忘れて外出してしまうこともありますが、「顔」を忘れて外出することはありませんね。

こうした AI の進歩は、すでにヒトの脳を超える領域に達していると言われますが、あくまでも AI を使いこなすのはヒトの脳であることを忘れてはなりません。AI と共存しながら豊かな生活を送れるよう心がけていきたいと思います。

(KT)

お知らせ

2022年6月23日、一般財団法人とうほう地域総合研究所は評議員会および理事会を開催し、2021年度の事業報告を行うとともに当該年度の決算等が承認されました。

当研究所は、下記の新体制にて業務を運営して参りますので、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人とうほう地域総合研究所 評議員・理事・監事

評議員（8名）	理事（6名）
佐藤 勝也 （株）ワールドサマール代表取締役	理事長（代表理事） 矢吹 光一
丹治 洋 （株）西部開発代表取締役	常務理事（業務執行理事） 渡辺 光則
満田 盛護 （会津天宝醸造(株)代表取締役社長）	業務担当理事（業務執行理事） 斎須 秀行
金成 孝典 （福島県中小企業団体中央会副会長 兼専務理事）	理事 福井 邦顕 （ゼノアックホールディングス(株) 代表取締役社長）
日下部 達 （東北電力(株)執行役員福島支店長）	松崎 浩司 （(公財)福島県産業振興センター理事長）
天野 次宣 （元 株東邦銀行常務取締役）	阿部 隆彦
須藤 英穂 （株東邦銀行専務取締役）	監事（2名）
田辺 直之 （株東邦銀行常務執行役員総合企画部長）	渡辺 健寿 （弁護士）
	佐藤 卓夫 （株東邦銀行監査等委員会付役員）

※太文字は新任